

2018年10月

OTTER ALERT:
日本に向けたカワウソの違法取引と
高まる需要の緊急評価

北出 智美、成瀬 唯





TRAFFIC is a leading non-governmental organisation working globally on trade in wild animals and plants in the context of both biodiversity conservation and sustainable development.

Reproduction of material appearing in this report requires written permission from the publisher.

The designations of geographical entities in this publication, and the presentation of the material, do not imply the expression of any opinion whatsoever on the part of TRAFFIC or its supporting organisations concerning the legal status of any country, territory, or area, or of its authorities, or concerning the delimitation of its frontiers or boundaries.

Published by:
TRAFFIC, Japan Office

©TRAFFIC 2018. Copyright of material published in this report is vested in TRAFFIC.

ISBN no: 987-4-915613-35-7

UK Registered Charity No. 1076722
Suggested citation: Kitade T. and Naruse Y. (2018).
Otter Alert: A rapid assessment of illegal trade and booming demand in Japan

Cover image credit:
IUCN OSG

Design by Marcus Cornthwaite
marcus.cornthwaite@traffic.org

OTTER ALERT: 日本に向けたカワウソの違法取引と 高まる需要の緊急評価

北出 智美、成瀬 唯



本報告書は『OTTER ALERT : A rapid assessment of illegal trade and booming demand in Japan』を翻訳したものです。

無断転載をお断り致します。
転載ご希望の際には TRAFFIC ジャパンオフィスまでご一報ください。



目次

はじめに

概要	iv
謝辞、略語一覧	vi
要旨	1
背景	7
手法	11

結果

国際取引	15
国内市場	19
メディア分析	27

考察

取引パターンと問題	33
カワウソブームの追跡	37

結論と提言	42
-------	----

参考文献と写真クレジット	46
--------------	----

概要と提言

コツメカワウソの国内外の取引は、犯罪の側面からも種の保全という側面からも深刻な意味を持つほか、動物福祉や生態系に影響を及ぼす可能性にも懸念がおよぶ



東南アジアの取引調査結果から、**コツメカワウソ**がカワウソ取引の中で最も影響を受けている種である

IUCN レッドリストで危急種 (VU) : **絶滅のおそれのある種**として分類され、ワシントン条約では附属書IIに掲載され国際取引が規制されている

話題のペット、コツメカワウソは近年日本で絶大な人気を得ており、人々はその「可愛らしさ」に惹かれていると考えられる



2016 年と 2017 年に
39 頭が
日本に向けた
密輸未遂として**押収**された



10 の**カワウソカフェ**で
合計 32 頭のカワウソが
展示されていることが
分かった



2000 年から 2016 年に
かけて**日本が輸入**した
生きたカワウソ 83 頭のうち、
74 頭(89%)が
コツメカワウソであった



日本で人気のカワウソの
アカウントの**フォロワー数**は
75 万人に
達している



日本は、効果的な規制の導入、エキゾチックペット業界における取引の在り方の変容、そして現在需要喚起を促している様々なメディアとの協力を通じて、消費者の行動変容に努めるべきである

提言の概要



政府セクター

- ・絶滅のおそれのある野生生物のペットとしての密輸に対抗し、いかなる国際取引も合法かつ持続可能とする
- ・外来の絶滅のおそれのある種のペット市場でのロンダリングを防ぐ
- ・エキゾチックペットブームによる悪影響を阻止、また軽減する



民間セクター

- ・需要を削減し、建設的な保全の発信を広める
- ・トレーサビリティシステムを改善し密輸動物のロンダリングを防ぐ



ペット飼育者と飼育したい人々

- ・さらなる需要の喚起と密輸の誘発を避ける

謝辞

本報告書は TRAFFIC ネットワークおよび WWF ジャパンの同僚をはじめとする数多くの個人の支援により完成いたしました。何よりもまず、調査段階から発表に至るまでの過程で継続的に支援をしてくださった、若尾慶子氏と西野亮子氏に心からの感謝の言葉を述べます。草稿を仕上げるのに欠かせない貴重な意見をくださった James Compton 氏、Roland Melisch 氏、Richard Thomas 氏、筒井隆司氏、東梅貞義氏、Lalita Gomez 氏、Robin Sawyer 氏、ならびに若尾慶子氏に厚くお礼申し上げます。データの収集面で支援してくださった新井秀子氏と小林俊介氏、および報告書完成に尽力してくださった Marcus Cornthwaite 氏にも心からお礼申し上げます。末筆ながら、専門的な知見を提供してくださった IUCN SSC カワウソ専門家グループの佐々木浩氏（筑紫女学園大学）、岡元友実子氏（新竹市立動物園）と、貴重な調査資料を提供くださった PEACE、ならびに調査に対応し情報を提供してくださった日本動物園水族館協会（JAZA）と多くの動物園や水族館にも心より感謝の意を表します。

本報告書は WWF ジャパンの支援を受けて作成されました。

略語一覧

CITES	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）
IUCN	国際自然保護連合
JAZA	日本動物園水族館協会
OSG	カワウソ専門家グループ
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サイト
SSC	種の保存委員会



要旨



要旨

日本は長きにわたり様々な希少種および絶滅のおそれのある種を、時に違法な形で取引してきたことで知られ、世界のエキゾチックペット市場の中でも主要な存在として位置づけられてきた。

最近では東南アジアから日本に向けたコツメカワウソ *Aonyx cinereus* の密輸が相次いで発覚しており、2017 年に発生した 3 件の事件では、幼獣計 32 頭がタイから日本への密輸未遂として押収されている。これら 3 件においては、違法所持と密輸未遂の疑いでいずれも日本国籍の 3 人が逮捕された (Gomez and Bouhuys, 2018)。一方、日本国内ではカワウソの需要がこれまでになく高まっている。水

水族館と動物園で飼育されているカワウソは、インターネット上で好きなカワウソに投票する「カワウソウ選挙」が 2017 年に開催されるほど人気となっている。



族館と動物園で飼育されているカワウソは、インターネット上で好きなカワウソに投票する「カワウソウ選挙」が 2017 年に開催されるほど人気となっている。また、主要都市では訪問者が展示されているカワウソに近づき触れ合うことができる「カワウソカフェ」が多く開店している (McMillan, 2018)。しかし、最も懸念が大きいのは、ソーシャル・ネットワーキング・サイト (SNS) 上でペットとして飼われているカワウソの存在感とその人気が増していること、およびマスメディアによる需要喚起の可能性である。

本調査はペットとしてのカワウソの取引パターンと、日本の「カワウソブーム」の需要的側面を可視化することを目的とした緊急評価として実施された。違法取引と合法取引両方の特徴を掴むために押収データ、および「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(以下、ワシントン条約) の輸入データを収集した。国内市場の実態を把握するため、オンライン上の広告と販売記録を調査し (2018 年 4 月と 5 月)、小売実店舗とカワウソカフェの訪問調査も実施した (2018 年 1 月から 6 月)。動物販売業者と動物園・水族館の間で行なわれる取引パターンを調べるため、カワウソの飼育または繁殖を行なっていると確認された動物園や水族館を対象に照会を行なった。カワウソブームの背景を掴むために、Google トレンド¹、主要な SNS 上のペットのカワウソ飼育者による投稿の内容、およびマスメディアを通じた関連番組の放送内容を確認するメディア分析も行なった。なお、データの種類に関係なくカワウソの種が特定されていないケースが多かったが、日本でペットとして取引されている種として最も人気なのはコツメカワウソ²であることが調査を通して確認されたため、本報告書で「カワウソ」と述べられている場合、特記がある場合を除きこのコツメカワウソを示している。

2000 年から 2017 年の間に発生した生きたカワウソの押収記録を収集したところ、日本が目的地であった事例はわずか 7 件にとどまり、最初の事例は 2007 年にさかのぼった。押収が頻発したのは 2016 年と 2017 年で、5 件で合計 39 頭の生きたカワウソが押収された (押収された全 52 頭のうち 75%)。これら最近の事例は全てタイがその出所であった。日本人容疑者が関与した押収事例が繰り返されたこと、および一件で押収されたカワウソの頭数が多いこと (10 ~ 20 頭の幼獣) から、日本市場の需要をねらった組織的な密輸活動が行なわれていることが示唆される。さらに、日本市場での小

1. Google トレンドは一般が利用可能な機能で、特定の国や地域での特定のキーワード検索動向や関連するキーワードを示すことが可能である。 <https://trends.google.com/trends/>
2. カワウソの幼獣、特にコツメカワウソとビロードカワウソの種の識別が専門家の間でも難しい。販売業者や飼育者による種の言及を採用したが、IUCN SSC のカワウソ専門家グループの専門家に画像から種の識別を依頼したところ、明らかな差異は見当たらなかった。

売価格がタイの闇市場での価格の 300 倍（日本では幼獣一頭 100 万円以上であるのに対し、タイでは 3,400 円程度）にもなるという事実が日本に生きたカワウソを輸入しようとする強い動機となっている可能性を示唆している。

ワシントン条約取引データによると、2000 年から 2016 年にかけて 83 頭の生きたカワウソが商業目的で輸入され、うち 74 頭（全体の 89%）、および 2009 年以降は全頭がコツメカワウソであることが明らかになった。日本のワシントン条約管理当局（経済産業省）は 2017 年に 21 頭のコツメカワウソの商業目的または個人目的の輸入を事前確認しており、うち 19 頭は「飼育下で生まれた」とするインドネシアからの輸入であった。これら許可された輸入のうち少なくとも一部は、東京の輸入販売事業者がインドネシア政府に正規に認められた飼育下繁殖施設からの合法的な輸入と称して、ペット用のカワウソを 2017 年から販売し始めたものに該当すると考えられる。さらにこの事業者は、同社のビジネスが野生で絶滅のおそれのあるカワウソの保全に貢献していると公言している。しかし、インドネシアにある飼育下繁殖施設の実態は現時点で確認されていない。ワシントン条約取引データはさらに、マレーシアから動物園利用目的で輸入されたカワウソが、その後日本のペット市場に流通した可能性も示した。

オンライン市場と実店舗調査、および国内の動物園・水族館への問い合わせから、国内取引に関し特有のパターンがいくつか浮かび上がった。第一に、販売されているカワウソの出所の情報は曖昧なケースが多くトレーサビリティの欠如が際立っていた。少なくともある業者は、密輸されたカワウソがロンダリングされて市場に流通している可能性を認め、出所を公開しないことが動物販売業者の間で暗黙の了解となっていると語った。ペットとして取引されるカワウソに関しては出所が国内飼育下繁殖とされているケースが最も多かったが（2011 年以降の販売広告および販売記録の調査で確認されたもののうち 46%、または 85 頭中 39 頭）、日本国内でそのような国内飼育下繁殖個体を供給している特定の繁殖施設やブリーダーについての言及はなかった。国内飼育下繁殖のカワウソは流通頻度が低く、かつ不定期であると販売業者の間では認識されており、これが市場価格を高騰させるため安価な密輸カワウソの供給を後押ししていると考えられる。広告や販売記録の中でカワウソの出所として他に言及があったのは輸入（20%、17 頭）で、残りは不明（34%、29 頭）であった。

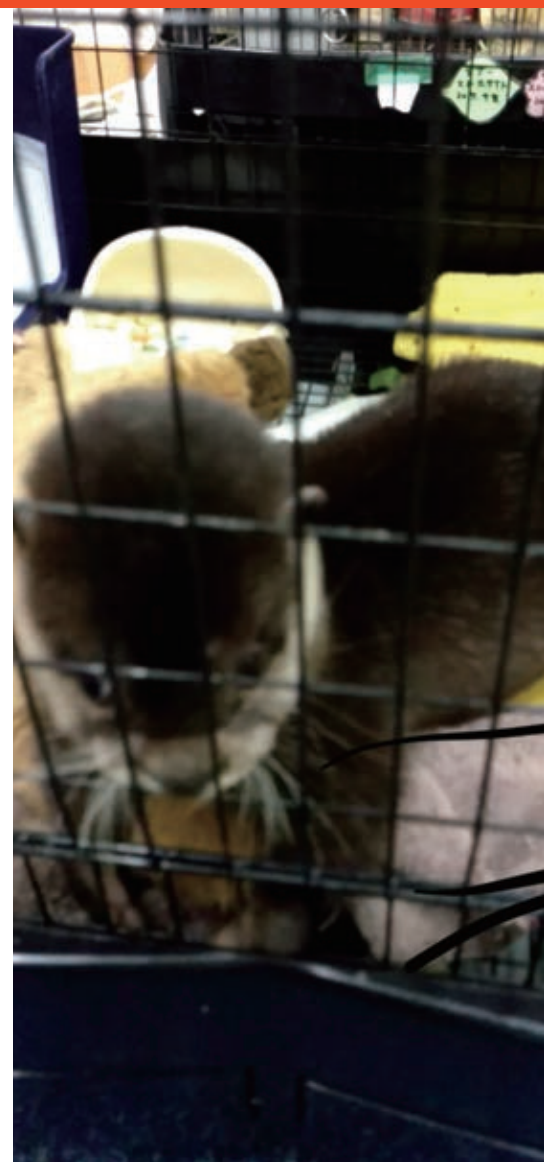
動物園・水族館もペット取引の流通経路において国内飼育下繁殖のカワウソの供給源となっていることが明らかになった。調査に回答した動物園・水族館のうち、30%（30 施設中 9 施設）は自らの施設で繁殖した個体を動物販売業者と取引したと述べた。一方、飼育中のカワウソの出所に関しては、46%（50 施設中 23 施設）が動物販売業者から入手したことが明らかになった。最後に、東京、大阪や名古屋といった主要都市で少なくとも 10 のカワウソカフェが総計 32 頭のカワウソを展示していることが明らかになった。最初の店舗が開業したのはおそらく 2015 年と考えられ、新しいものでは 2018 年にオープンしている。また、確認された 32 頭のカワウソのうち、少なくとも 22 頭（69%）は 2017 年以降に生まれている。業者の情報では、21 頭の出所は国内飼育下繁殖であり、前述の 2017 年に新たに輸入業を始めた東京の施設で展示されていた 7 頭のカワウソについては、インドネシアがその出所であるとされる。

メディア分析からは、日本国内でのカワウソブームの出現と拡大の背景が明らかになり、2017 年に特にブームに拍車がかかったことが示された。Google トレンドによると 2012 年以降徐々にカワウソの人氣が高まり、2016 年以降に「価格」というキーワードが「カワウソ」とセットで検索されることが目立ち始めたことから、特にペットとしての人氣が一層強まった可能性を示している。「カフェ」や「選挙」というキーワードは 2017 年に頻繁に（「カワウソ」と）関連づけられており、一般市民の間で反響があったことを表して

いる。ペットのカワウソを飼育しているユーザーが SNS に投稿した画像や動画を探したところ、少なくとも 20 頭が確認され、人氣のカワウソのフォロワー数は 75 万人に達していた。これらカワウソはマスメディアでも多く取り上げられ、写真集やカレンダーの出版、観光促進を狙ったマスコットキャラクターの作成といった商業活動での利用も見受けられた。SNS 上で確認されたカワウソ 20 頭のうち少なくとも 11 頭は 2017 年以降に生まれたとされていた。出所に関する情報を掲載しているケースは少なく、確認できたものは国内（ブリーダーまたはペットショップ）で購入したと述べていた。

マスメディアは総じてカワウソブームに関してポジティブな発信をしており、娯楽要素の強いイベントや施設（動物園・水族館、およびカワウソカフェ）、実際に飼育されているペットのカワウソに関するコンテンツを放送していた。しかし、その中で最も際立ったのは人氣のテレビシリーズ（日本テレビ放送の「天才！志村どうぶつ園」）であり、現在のカワウソの人氣の高まり以前から著名人とコツメカワウソを長期間にわたって（2007 年～2014 年）取り上げていた。この番組はカワウソが人間（ここでは著名人）と一緒に旅行したり、自宅で飼育したりといった擬人的な状況の中で演出されており、カワウソが実際よりもより身近な生き物でペットにもなりうるというイメージを視聴者に植え付けた可能性が考えられる。実際に、SNS 上のペットのカワウソ飼育者数がこのテレビ番組を視聴したこと、または他のテレビ番組やインターネット上（SNS）で個人に飼育されているペットのカワウソの画像や動画を閲覧したことがカワウソ購入のきっかけになったと言及している。

結論として、日本におけるカワウソの取引と需要の緊急評価から、エキゾチックペット市場がはらむ根本的な問題、特にロンダリング防止とトレーサビリティを確保する効果的な規制が欠如していることが明らかになった。これは、コツメカワウソのような外来の絶滅のおそれのある種に対する保護がないこと、および絶滅のおそれのある種を扱う動物販売業者や施設に対する包括的かつ高い実効性をもった規制が欠如していることを示しており、抜本的な法改正や新法の制定が急務であることを意味している。また、直接的に動物の取引に関わるセクターだけでなく、マスメディア、影響力のある SNS ユーザー、および特定の動物園・水族館といったカワウソの需要を喚起し違法取引を誘発する可能性のある各セクターにも責任がある。カワウソブームの影響が東南アジアからの密輸を誘発していることから、これらセクターによる現在の行動は疑問視されるべきである。こうした状況は密輸という犯罪の側面からも種の保全という側面からも深刻な意味を持つほか、動物福祉の問題やペットのカワウソが遺棄され地域の生態系に影響を及ぼす可能性にも懸念がおよぶ。本調査から得られた結果に基づき、TRAFFIC は以下を提言する。



2000 年から 2016 年にかけて
83 頭の生きたカワウソが
商業目的で輸入された

日本の市場での
コツメカワウソの小売価格は
タイの闇市場の
300 倍にもなる

繁殖経験のある
動物園・水族館のうち
30% の施設が
繁殖で新たに生まれた個体を
動物販売業者と取引した

提言



政府セクター

絶滅のおそれのある野生生物のペットとしての密輸に対抗し、すべての国際取引を合法かつ持続可能とするために

- 税関と警察機関はさらなる協力の強化と財源の確保を通じて、絶滅のおそれのある種のペットとしての密輸を阻止するとともに、日本国内において密輸組織を取り締まるべきである
- 検察および司法機関は、違法活動を阻むための法執行努力に続く起訴を確実なものとし、類似事件や再犯を抑止する罰が下されるよう厳格な司法行為を徹底するべきである
- 経済産業省はワシントン条約の下で日本が輸入している生きた動物の調達が合法かつ持続可能であることを確実にするため、生息国のワシントン条約当局と密に連携するべきである

外来の絶滅のおそれのある種のペット取引でのロンダリングを防ぐために

- 政府は種の保存法で保護対象となっていない外来種、特にワシントン条約附属書 II に掲載され、日本への違法取引が発覚している種や、生息国で保護されている種（コツメカワウソなど）の国内取引を規制するために、新たな法体制の検討をすべきである
- 政府は動物を扱っている全ての動物取扱業者が、飼育下繁殖の管理を含めより責任ある取引を行なうよう動物愛護管理法の下で絶滅のおそれのある種（ワシントン条約掲載種）の義務的かつ有効なトレーサビリティのしくみを導入すべきである

エキゾチックペットブームによる悪影響を阻止、また軽減するために

- 政府は絶滅のおそれのある種の入手、展示または繁殖が可能な動物園や水族館、およびその他の施設の定義を明確にし、これら施設において高水準の動物福祉と責任ある取引が担保され、一般に向けた絶滅のおそれのある種の発信が適切なものとされるよう新たな規制導入のための法的枠組みを検討すべきである
- 政府は外来種が地域の生態系に流入することを防ぐ目的も含め、外来種の購入と飼育を管理するために新たな法体制の整備を検討すべきである



民間セクター

需要を削減し、建設的な保全の発信を広めるために

- マスメディア企業は特に一般市民のエキゾチックペット需要を喚起するような発信を控えるために、絶滅のおそれのある種に関する情報発信の影響を評価する方針を策定し、さらに保全の問題を発信し需要を削減することで良い影響を与えられるよう努めるべきである
- SNS の運営者は IUCN のレッドリストにより絶滅のおそれのある種と指定され、違法取引が問題となっているペットとして個人に飼育されている種に関する投稿を思いとどまらせるための方針を検討すべきである。これは需要の拡大を抑制し、SNS ユーザーに対する教育を促進することで絶滅のおそれのある野生生物の保全に対する認識を高めることを狙いとする

トレーサビリティシステムを改善し密輸動物のロンダリングを防ぐために

- 業界団体、販売業者、ペットショップ、ブリーダーや動物カフェを含むペット業界は現行の規制の遵守を徹底し、合法に入手したことの証明とトレーサビリティの仕組みを確立することで違法取引を締め出し、消費者・訪問者に出所の正確な情報と野生での保全状況および絶滅の可能性に関して開示すべきである



ペット飼育者と飼育したい人々

さらなる需要の喚起と密輸の誘発を避けるために

- カワウソや他のエキゾチックペットを飼育している個人は、SNS 上やマスメディアを通して自らのペットの情報を発信することが需要の喚起と密輸を誘発する可能性があることを認識すべきである
- カワウソや他のエキゾチックペットを飼いたいと考えている人々はそれらの種が直面している保全上の脅威を理解し、取引が無規制な日本においては、ペット需要が密輸を喚起する可能性があることを認識し、購入を控えるべきである

背景

背景

現在、アジア、アフリカ、ヨーロッパ、南アメリカおよび北アメリカの淡水域と海水域の広範囲にわたり 13 種のカワウソ(イタチ科カワウソ亜科)が生息している(表1)。

現在、日本にラッコ (*Enhydra lutris*) 以外のカワウソは生息していないが、1979 年の目撃を最後に 2012 年に環境省が絶滅を宣言したニホンカワウソ *Lutra (l) whiteleyi*³ の、かつての生息地であった (Ando, 2008)。2017 年 8 月には対馬海峡の対馬で野生のカワウソが見つかり話題になったが、後の調査で大陸から流れ着いたユーラシアカワウソであることが確認された (MOE, 2018; Nikkei Shimbun, 2017)⁴。ニホンカワウソの絶滅の要因としては、急速に発展した産業化を背景に、毛皮を狙った狩猟や、生息地である国内の河川と海岸の汚染や破壊が広範囲に広がり、以前は多かった個体数が回復不能なまでに激減したことが挙げられる(Ando, 2008)。

国際的には 13 種のうち 7 種が国際自然保護連合 (IUCN) のレッドリストで絶滅のおそれのある種に分類されている(5 種が絶滅危惧種類(EN)、2 種が危急種(VU)) (表1)。カワウソを絶滅に追い込む要因には、現在も進行している生息地の破壊や人間とカワウソの軋轢が挙げられるが、近年ではペット需要を満たすための密猟や違法取引が東南アジアの絶滅のおそれのあるカワウソに対する新たな脅威となっていることが認識されている。最近の TRAFFIC の調査によると、2002 年以降生きたカワウソの押収事例が増加しており、その影響を最も受けているのがコツメカワウソ *Aonyx cinereus* で、次がビロードカワウソ *Lutrogale perspicillata* であることが明らかになった (Gomez and Bouhuys, 2018; Gomez et al., 2016)。これらの種はいずれも IUCN レッドリストで危急種 (VU) として分類され、ワシントン条約では附属書IIに掲載され国際取引が規制されている。また、この調査では、タイとインドネシアを中心に特にインターネット上でカワウソの取引がさかに行なわれている実態が明らかになり、東南アジアにおいて国内ペット市場が存在することが示された。押収記録からはさらに、日本が生きたカワウソの国際的な密輸の目的地となっていることが分かり、2017 年に東南アジアで押収された 45 頭の生きたカワウソのうち 32 頭(70% 以上)が日本向けであった。これらは、タイの空港で発覚した 3 件の押収で、それぞれ 10 頭以上のカワウソの幼獣が日本人旅客のスーツケースから見つかり逮捕に繋がった。

カワウソ、特にコツメカワウソは近年日本で絶大な人気を得ており、人々は日本語でいうところの「可

3. IUCN はニホンカワウソをユーラシアカワウソ *Lutra lutra* の亜種であるとしているが、分類は未だ完全に確立されていない (Waku et al., 2016)。
4. 環境省は糞の DNA 分析から対馬に 3 頭のユーラシアカワウソが生息していることを確認した (MOE, 2018)。



東南アジアで起きた
押収事例の 70%以上が
日本を目的地としていた



タイの空港で **3 件の押収事例**、
それぞれ 10 頭以上の
カワウソの幼獣が押収された

愛らしさ」というカワウソの特性に惹かれていると考えられる。近年のカワウソの人気は前例のないレベルに達しており、客が飼育されているカワウソに餌やり体験ができる「カワウソカフェ」と呼ばれる施設が出現したり、動物園や水族館ではカワウソをテーマとした一般向けの販売や催し物が多く企画されたりしている。メディアと一般の注目を特に浴びたと思われるのが、2017 年に開催された「カワウソウ選挙」である。ここ数年で人気を集めたアイドル選手権を模したと考えられるイベントで、国内の動物園や水族館で展示されている人気のカワウソにオンラインで投票するというもので、このイベントは 2018 年にも開催を予定している⁵。カワウソがカフェといった新たな施設に導入されていることに加え、マスメディアや SNS 上での登場頻度が増えていることから推測して、個人が飼育するペットのカワウソも増加していると考えられる。この日本で顕著になっているカワウソブームと、日本が絡んだ東南アジアでの近年の押収の増加を受けて、今回、日本国内における取引の緊急評価を実施するに至った。

日本は長きにわたり、カワウソ以外にもペットとしての爬虫類、両生類、鳥類、小型哺乳類、観賞魚や昆虫を含めた多種多様なエキゾチックアニマルの需要の中心として世界的に存在感を示してきた (e.g. Hesse, 2000; Musing et al., 2015; Vall-Llosera and Su, 2018; Wakao et al., 2018)。日本の市場はまた、密輸問題と無規制な国内取引の観点から以前から問題視されている。例えば、2017 年に発覚したタイからの 3 件のカワウソ密輸事件に加え、2017 年以降に少なくとも 7 人の日本人が爬虫類を中心とした様々な生きた野生生物を密輸しようとして海外で逮捕されたこととメディアが報道している (Asahi Shimbun, 2018; Farber, 2017; Inc.nc, 2017; NNA Asia, 2017; PerthNow, 2017; Sankei Shimbun, 2017c; Tangerang Online, 2018)。また、国内取引の不十分な規制も大きな問題となっている。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (以下、種の保存法)」の下では、ワシントン条約附属書 I の掲載種のみが輸入後の保護対象とされるため、附属書 II に掲載されるコツメカワウソを含め多くの外来の絶滅のおそれのある種の密輸の抑止、および国境内での法執行の点においては基本的に有効性に欠ける (Gomez and Bouhuys, 2018; Nijman, 2014; Wakao et al., 2018)。

現在の日本のカワウソブームの分析においては、こうした日本のエキゾチックペット市場の在り方をより広い視点から捉える必要がある。これは、単にカワウソ取引の問題を位置付けるために必要なだけでなく、エキゾチックペット市場の構造的な問題を解決していくために必要な世論の注目を集め、主流化を図るという点においても有効と考えられるためである。これを踏まえ、本調査の目的は以下のよう

- に二重になっている
- 1) 拡大しつつある国内市場が東南アジアからの違法取引をいかに誘発しているか把握するために、日本のカワウソ取引と需要のレベル、およびパターンを描きだし、どのような法執行上、規制上、および市場における措置が必要となるか明らかにする
 - 2) 多様なメディア、特にマスメディアと SNS 上の影響力を持った発信者がカワウソの需要の喚起においてどのような役割を担っているか分析し、その結果を最終的に違法取引に歯止めをかけるために、社会的行動変容コミュニケーション (social and behavioural change communications) などの需要削減を狙った施策を検討するための先駆けとする
- 本調査はさらに、日本のカワウソブームをエキゾチックペット市場に絡んだ様々な問題を紐解くケーススタディとして活用することを狙った。

5. http://www.sunshinecity.co.jp/campaign/cp/ikimonoaz_kawauso-senkyo/

表 1. カワウソ亜科一覧とそれらのIUCNレッドリストおよびワシントン条約附属書の分類

種*	生息地	IUCN レッドリスト	CITES 附属書
コツメカワウソ <i>Aonyx cinereus</i>	南アジア、東南アジア、台湾、中国南部	VU	II
ツメナシカワウソ <i>Aonyx capensis</i>	コンゴ盆地以外のサブサハラアフリカ	NT	II, I†
コンゴツメナシカワウソ <i>Aonyx congicus</i>	中央アフリカ (コンゴ盆地)	NT	II
ビロードカワウソ <i>Lutrogale perspicillata</i>	南アジア、東南アジア、中国南部、 およびイラクの一部の個体群	VU	II
ユーラシアカワウソ <i>Lutra lutra</i>	ヨーロッパ、アジア、アフリカ北部、 中東	NT	I
スマトラカワウソ <i>Lutra sumatrana</i>	東南アジア (カンボジア、インドネシ ア、マレーシア、タイ、ベトナム)	EN	II
カナダカワウソ <i>Lontra canadensis</i>	北アメリカ	LC	II
チリカワウソ <i>Lontra provocax</i>	南アメリカ (アルゼンチン、チリ)	EN	I
オナガカワウソ <i>Lontra longicaudis</i>	中央アメリカ、南アメリカ	NT	I
ミナミウミカワウソ <i>Lontra felina</i>	南アメリカ (アルゼンチン、チリ、ペ ルー)	EN	I
ノドブチカワウソ <i>Hydrictis maculicollis</i>	サブサハラアフリカ	NT	II
オオカワウソ <i>Pteronura brasiliensis</i>	南アメリカ	EN	I
ラッコ <i>Enhydra lutris</i>	北太平洋一帯	EN	II, I‡

* ここでの分類はワシントン条約附属書の分類ではなく、IUCN の分類を基準としている
† カメルーンツメナシカワウソ *Aonyx capensis microdon* (カメルーンとナイジェリアに生息する個体群のみ) は附属書 I に掲載され、他の個体群は全て附属書 II に掲載されている
‡ カリフォルニアラッコ *Enhydra lutris nereis* のみ附属書 I に掲載されている
参照：IUCN レッドリスト (<http://www.iucnredlist.org/>)、ワシントン条約附属書 (<http://checklist.cites.org/#/en>)



動物園と水族館で飼育されているカワウソが立候補している 2018 年の選挙イベントのポスター

手法

手法

国際取引

2000 年から 2017 年にかけて発生した日本が関係している押収事例のデータは、東南アジアにおけるカワウソ違法取引を扱った TRAFFIC の報告書 (Gomez and Bouhuys, 2018; Gomez et al., 2016)、および日本の税関が発行している輸入差止実績の年次報告書を用いて収集した。メディアによる報道も参考情報を収集するために参照した。ワシントン条約取引データのカワウソ亜科の生体取引に関しては国連環境計画世界自然保全モニタリングセンター (UNEP-WCMC) のワシントン条約取引データベース (<https://trade.cites.org/>) を用いて 2000 年から 2016 年分のデータを収集し、取引されている種、時系列的傾向、および輸出国と原産国を明らかにするために商業目的 (T)、動物園 (Z)、および個人利用 (P) かの目的コードを分析した。輸出国側の報告と大きな誤差があるケースもあったが、記録には日本 (輸入国側) からの報告が用いられた。2017 年分の日本に輸入記録はデータベース上では入手できなかったが、経済産業省、すなわち日本のワシントン条約管理当局への情報公開請求により入手した。これにより、2017 年分の輸入として経済産業省が事前確認手続きをした輸出許可書の開示が行なわれたが⁶、それら輸入は実際には行われていない可能性も含まれている。

国内市場

オンライン広告の調査

2018 年の 4 月と 5 月に Google 検索で「カワウソ」と「販売」という日本語のキーワードを用いて、生きたカワウソのオンライン広告を調査した。カワウソを販売しているオンライン店舗や販売業者を確認した場合、新たな広告のみならず過去に販売記録があるかも調査した。情報は店舗のメインのウェブサイトに加え、ブログや SNS といった補助的なサイトからも収集した。販売されたカワウソの頭数、種^{*}、原産国または由来、誕生日、年齢、値段および広告の日付を可能な限り収集した。記載のある情報が不十分、または真偽の確認が必要な特記事項が見受けられた場合、電話やメールを用いて店舗に直接質問をした。曖昧な広告や重複があると考えられた情報は、数値のかさましを避けるため全て除外した。

^{*} 販売業者により特記されていた種名を記録した。カワウソの写真が掲載されていた場合、そこから種の識別を行なうために IUCN 種の保存委員会 (SSC) のカワウソ専門家グループ (OSG) の専門家に確認を依頼した。しかし、コツメカワウソとビロードカワウソの幼獣を画像から見分けるのは専門家の間でも特に困難であるため、いくつかのケースでは種の識別が難しかった。

小売販路の調査

オンライン調査で集めた情報を補強するために、2018 年の 1 月から 5 月にかけて実店舗の調査をいくつかの店舗や展示即売会で実施した。調査には覆面調査手法を用い、日本人の調査員が購入に興味を持った客を装って行なった。調査した店舗には過去にカワウソを定期的に販売した経験があり、かつ調査時にカワウソを実際に販売していた兵庫と東京にある 2 つのペットショップと、カワウソを販売した経験のある 2 店舗が出店していた、静岡と東京で開催された 2 つの爬虫類展示即売会が含まれる。

6. 経済産業省による事前確認の手続きはワシントン条約附属書 II および III 掲載種のうち生きた動物を輸入する際必要となる。



カワウソカフェの調査

「カワウソカフェ」とは、日本のいわゆる「動物カフェ」と呼ばれる系列に新たに登場したもので、小さな施設またはカフェで訪問者がカワウソや、時に一緒に展示されている小動物や他のエキゾチックアニマルと触れ合ったり、餌を与えたりすることが可能である。猫やウサギといった一般的なペットを利用した動物カフェが最初に人気を得た後、近年は爬虫類やフクロウといったよりエキゾチックな動物へと、展示は多様化している。最初のカワウソカフェは 2015 年にオープンしたと考えられ、以降類似の施設が主要都市に広がっていった⁷⁾。これら施設で展示されているカワウソの入手経緯を探るため、個体数、年齢、およびカワウソの出所を記録した。インターネット上、および直接問い合わせにより収集した情報に加え、2018 年の 2 月から 6 月にかけて日本各地の 9 のカワウソカフェにて日本人の調査員が覆面インタビュー調査を行なった。このうち 5 つは東京にあり、2 つは名古屋、大阪と神戸にそれぞれ一つずつ位置している。ほとんどのカワウソカフェは飲み物を提供していたが、2 つは提供していなかった(厳密にはこれらはカフェではないため、以下必要な場合は「カフェ類似施設」という表現を用いた)。東京の 2 つのカフェ事業者は、インターネット上でカワウソの販売を行なっていたが、これらカフェ類似施設で実際に展示されていたカワウソは販売されていなかった。

動物園・水族館

日本では、動物園や水族館、動物を展示目的で飼育している動物園類似施設を明確に定義し、規制するような法体制は特別設けられていない⁸⁾。日本には現在動物園や水族館といわれる施設が約 200 あると推定されており (Ministry of Education Culture Sports Science and Technology, 2015)、うち 151 施設は 2017 年 12 月現在、日本動物園水族館協会 (Japan Zoos and Aquariums Association) (JAZA, 参照 <http://www.jaza.jp>) に加盟している (JAZA, 2018)。他にも展示目的で (時に貸し出しや販売も行なう) 動物を飼育している規模や運営方法の異なった多数の動物園類似施設が存在しているが、それら施設の情報を収集することは困難である。動物園や水族館が絡んだペットのカワウソの取引状況は、これら動物園や水族館に似た施設からも可能な限り収集した。主に新たに入手したカワウソの出所および自施設で繁殖した個体について動物販売業者と取引した経験に関する情報収集を行なった。情報は JAZA が公開している加盟施設の繁殖記録の年次報告書といった公開資料から収集した。

7. McMillan (2018) が発表した調査では 2016 年に一店舗開店し、2017 年には 7 店舗開店、またはカワウソが導入されたとしている
8. 動物の愛護及び管理に関する法律は、動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、または触れ合いの機会の提供を含む動物取扱業者に対する規制である。博物館法は基準を満たしている場合登録博物館やそれに準ずる博物館になる申請が可能であるが、動物園や水族館に特化した規制は設けていない。

さらに、2010 年以降にカワウソの繁殖経験があると確認された、またはカワウソの出所が不明と判断された (すなわち、自らの施設で繁殖した個体や他の国内動物園や水族館が出所でない場合) 55 の施設を対象に電話調査を実施した。JAZA に加盟している 45 の施設を含めた 50 の施設から回答が得られた。

メディア分析

Google トレンド検索

カワウソの人気の概観を掴むために、Google トレンドを用いて 2004 年から 2018 年⁹⁾を対象期間として「カワウソ」のキーワード検索を行なった。Google トレンドは、Google 検索データを基に、特定期間に当該検索キーワードが全体の検索量と相対的に比較してどの程度検索されているか利用者に示してくれる。さらに、そのキーワードが、こういったトピックや他のキーワードと検索されているのかも示してくれる。これにより一般市民の間でいつ頃からカワウソが人気を得て、こういった概念とそのキーワードが関連付けられて検索されているのか見当をつけることが可能である。

SNS 上のペットのカワウソ

日本の有名なペットのカワウソ飼育者の情報を得るために、主に Twitter と Instagram 上¹⁰⁾で調査を行なった。これら飼育者はカワウソの名前で登録している SNS アカウント上で、多数のフォロワーを獲得するために飼っているカワウソの動画や画像を日常的に投稿している。カワウソの誕生日、出生地、いつ飼い始めたか、どのように入手したのか、またなぜカワウソを飼うことにしたのか、といった情報を、過去の投稿、他の公開情報や YouTube 上のインタビュー、および直接連絡をとるといった方法で収集した。

メディアのコンテンツ分析

日本でのカワウソブームをうけ、特にペットとしてのカワウソの需要喚起に結び付いた可能性のあるメッセージ性を含んだ情報がどのように、またいつ発信されたかヒントを得るため主要テレビ局による放送を簡易に評価した。2012 年から 2018 年にかけてテレビで放送された情報が、日本の 5 つの主要テレビ局の番組タイトルと内容の詳細を閲覧可能なオンラインデータベースの goo 番組 (<https://tvtopic.goo.ne.jp/>) を用いて確認し、他の情報源も追加情報の収集に用いた。確認されたテレビ番組からは量的分析ではなく、記述的な考察を導くにとどまっている。

9. Google は 2011 年 1 月から国単位で Google トレンドのアルゴリズムを変更している。
10. Facebook においてもペットのカワウソの投稿用の専用アカウントが存在しないか調査されたが発見されなかった。



結果

日本のカワウソカフェでおやつをもらうカワウソ

結果

国際取引 押収記録

2000年から2017年の間に起きた押収事例を確認した結果、少なくとも7件、合計52頭のカワウソが日本を目的地として（またはそのように言及されて）いたことが明らかになった（表2）。最も古い押収事例は2007年にさかのぼったが、その後2016年2017年にかけて押収が急増し、5件、合計39頭（総計52頭のうち75%）の生きたカワウソの押収が発覚している。これら近年の押収の全てがタイの空港から日本に向けて出発するところ、またはタイを出発して日本の成田空港に到着したところで押収されたものであった。報告の中で最も多かった種がコツメカワウソで17頭を占め、他には2013年にタイの押収で報告された5頭のピロードカワウソが続いた。残りのカワウソは種の報告が確認できなかった。2017年の全3件（32頭）を含めた4件の押収個体が幼獣であったという報告がある。2016年に日本の税関に押収された個体も明確に公言はされていないものの、税関が啓発活動のため作成した掲示物から幼獣であったと考えられる。

表2. 日本が目的地となった生きたカワウソの押収記録

押収年	押収件数	押収されたカワウソの合計個体数	押収国	輸出国	月	押収されたカワウソの個体数	詳細（種、押収された場所、逮捕等）
2007	1	2	日本	インドネシア	6月	2	種は不明
2013	1	11	タイ	タイ	1月	11	コツメカワウソ6頭、ピロードカワウソ5頭（幼獣）／スワンナプーム空港
2016	2	7	日本	タイ	2月	2	コツメカワウソ／成田空港
					12月	5	コツメカワウソ／成田空港
2017	3	32	タイ	タイ	2月	12	コツメカワウソ4頭、他の個体の種は不明（幼獣）／ドンムアン空港／日本人男性逮捕
					6月	10	種は不明（幼獣）／スワンナプーム空港／日本人男性逮捕
					10月	10	種は不明（幼獣）／ドンムアン空港／日本人女性留置

参照：TRAFFIC(Gomez and Bouhuys, 2018, 2017; Gomez et al., 2016)、日本の税関と日本語の様々なメディアの報道 (Newsclip.be, 2017, 2013; Sankei Shimbun, 2017a, b) * 参照元の種を用いた

2017年にタイで発生した押収3件全てで日本人がカワウソの違法所持で逮捕され、うち一件では女子大学生が、残り2件では40代および50代の男が逮捕されている。それぞれの事件で比較的多くのカワウソ(10頭から12頭)が押収されたことは、転売を狙った組織的な密輸が背景にあったことを示唆している。メディアの報道によると、容疑者は全員バンコクのウィークエンド・マーケット(チャトチャック・マーケットと考えられる)でカワウソを購入したとされている(Newsclip.be, 2017; Sankei Shimbun, 2017a, b)。タイの法律の下ではカワウソの所持および販売が禁止されている。チャトチャック・マーケットでのモニタリング調査(2015年から2017年)においてはカワウソが公然と販売されていることは確認できなかったが(TRAFFIC unpublished data)、このマーケットは野生生物の違法取引が横行していることで悪名高く(Chng and Eaton, 2016; Shepherd and Nijman, 2008)、カワウソが闇取引されていたとしても不思議はない。2017年の事件のうち一件ではカワウソの購入金額が一頭1000タイバーツ、およそ3400円であったとされる(2018年8月1日レートで1タイバーツ=日本円3.3675)(Sankei Shimbun, 2017a)。

ワシントン条約取引としての輸入

日本は2000年から2016年にかけて、合計83頭のカワウソを商業目的で輸入しており(ワシントン条約目的コード: Commercial または T)、コツメカワウソがその多くを占めていた(74頭、もしくは89%)(図1)。コツメカワウソの多くは2009年以降に輸入されているが、2009年の輸入量が突出している理由は不明である(図2)。2015年まではオランダ、ベルギー、チェコ共和国といった欧州加盟諸国がコツメカワウソの輸出国であった。インドネシアからの商業目的の輸入は2016年の4頭が最初であった。不可解なことに、この輸入に該当するインドネシア側の記録は、目的を日本が報告しているように商業目的とはせず、個人利用目的(目的コード: P)としていた(表3)。2016年までに輸入したカワウソの由来は全て飼育下繁殖個体(由来コード: C)となっていた。

商業目的での輸入(2000-2016)

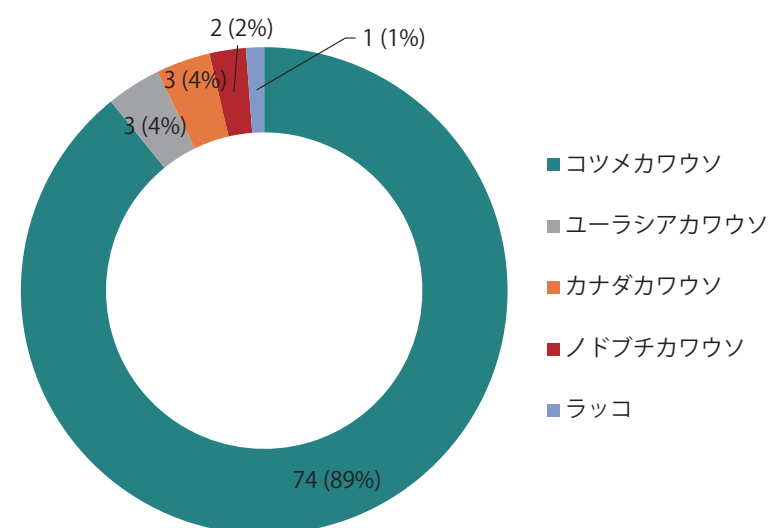


図1. 2000年から2016年にかけてワシントン条約の下、商業目的(コード:T)で日本に輸入された生きたカワウソ(カワウソ亜科)の記録(N=83)。輸入国側の記録を用いた。参照: UNEP-WCMCワシントン条約取引データベース

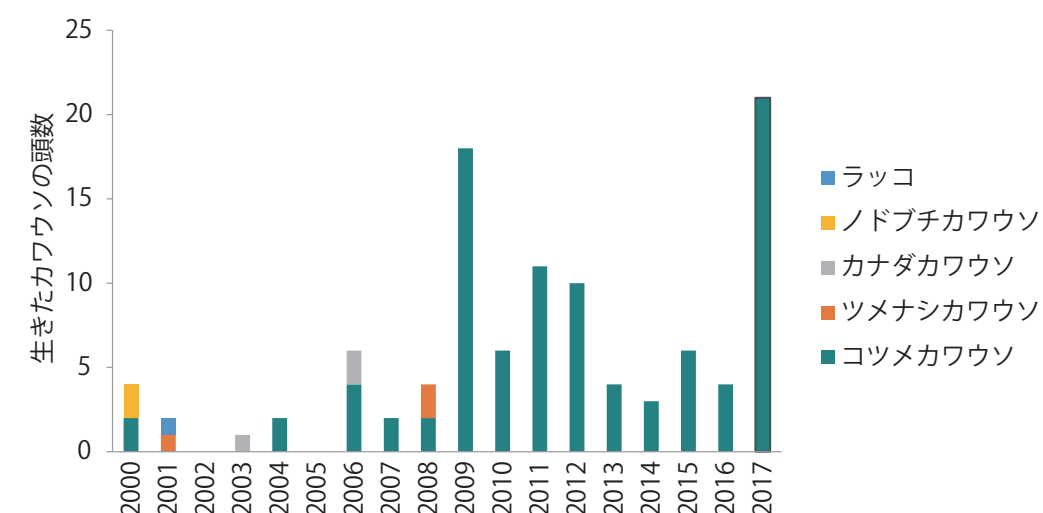


図2. 2000年から2016年にかけてワシントン条約の下、商業目的(コード:T)で日本に輸入された生きたカワウソ(カワウソ亜科)の記録(N=83)。2017年のデータには、実際に輸入が行なわれたかは不明だが経済産業省の輸出許可書の事前確認の記録が含まれている。また、2017年のデータには個人利用目的となっていた個体も含まれる。参照: ワシントン条約取引データベース(2002年から2016年)および経済産業省(2017年分)

2016年までのこれら記録に加え、経済産業省は2017年に商業目的または個人利用目的で21頭のコツメカワウソの輸入を認めている(図2)。オランダからの(原産国はドイツ)商業目的となっていた2頭の繁殖個体以外全てがインドネシアからの輸入であった。前年とは異なり、2017年にインドネシアから輸入した19頭の個体は全て「飼育下で繁殖させた」ではなく、その定義の条件を満たさない「飼育下で生まれた」(由来コード: F)となっていた¹¹。これらのうち15頭は商業目的で、残り4頭は個人利用目的とされていた。

コツメカワウソ以外では、日本は商業目的でカナダから野生由来のカナダカワウソを3頭、南アフリカから野生由来のツメナシカワウソを3頭、同じく南アフリカから野生由来のノドブチカワウソを2頭と、韓国から繁殖個体のラッコを一頭輸入しており、これらはすべて2009年以前の輸入であった(図2)。2008年に南アフリカから輸入した野生由来のツメナシカワウソ2頭の目的コードが、輸出国側の報告では日本の商業目的とは異なり動物園目的とされていた(表3)。他にも輸出国が報告した頭数よりも輸入国側である日本の記録が多くなる不一致のケースが2件、コツメカワウソで確認された(表3)。

11. 「繁殖施設で生まれた個体」の定義はワシントン条約決議 10.16 (Rev*) の中で定義されている。

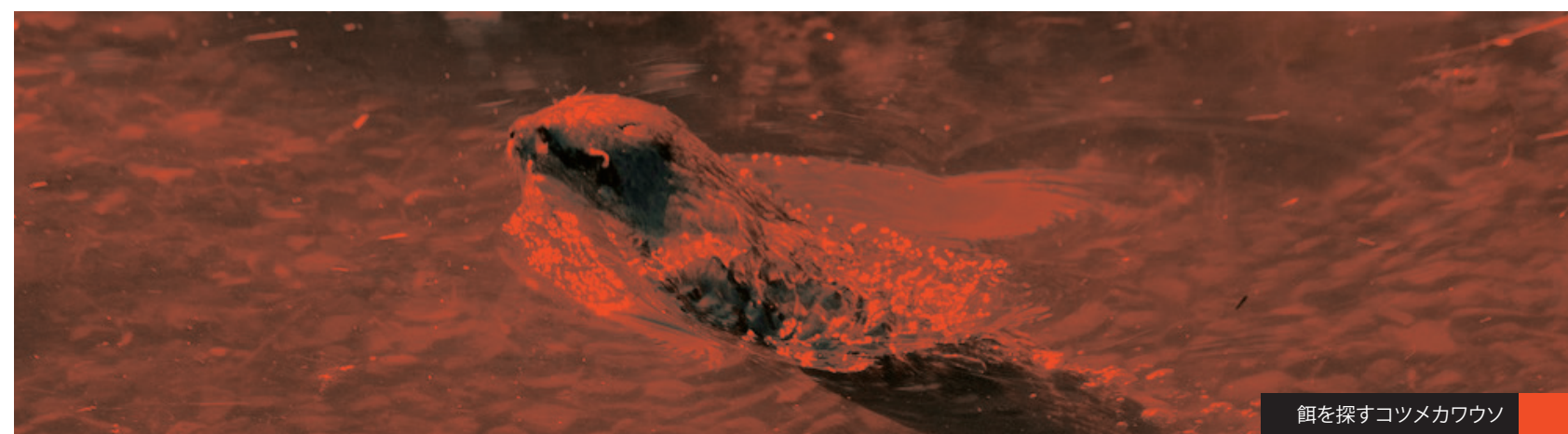


表 3. ワシントン条約取引データベースで確認された、日本による各種カワウソのワシントン条約輸入記録(カワウソ亜科)のうち、輸出国側の記録と不一致があったもの(2000-2016年)

年	附属書	種	輸入国	輸出国	原産国	輸入国側の報告頭数	輸出国側の報告頭数	目的コード	由来コード
2008	II	ツメナシカワウソ	JP	ZA		2		T	W
2008	II	ツメナシカワウソ	JP	ZA			2	Z	W
2009	II	コツメカワウソ	JP	BE	DE	4	2	T	C
2012	II	コツメカワウソ	JP	CZ	DE	5	3	T	C
2016	II	コツメカワウソ	JP	ID			4	P	C
2016	II	コツメカワウソ	JP	ID		4		T	C

参照：ワシントン条約取引データベース
国別コード：CZ＝チェコ共和国、DE＝ドイツ、ID＝インドネシア、JP＝日本、ZA＝南アフリカ、BE＝ベルギー
目的コード：T＝商業目的、P＝個人利用目的、Z＝動物園目的
由来コード：W＝野生から取得した動植物、C＝決議 10.16 に基づいて飼育により繁殖させた動物、または第 7 条 5 項のもとで輸出されたその個体の一部・派生物

日本においては動物園や水族館と動物販売業者の間で取引が行なわれていることもあるため、動物園目的での輸入記録も確認した。2000 年から 2016 年にかけて、コツメカワウソ、ユーラシアカワウソ、カナダカワウソ、ツメナシカワウソおよびビロードカワウソを含んだ 43 頭のカワウソが動物園目的で日本に輸入された(図3、4)。特に 2010 年、コツメカワウソの輸入が明らかに増加していることが見てとれる(図4)。コツメカワウソの輸出国はアジア諸国/地域で、マレーシアから 12 頭、シンガポールと韓国からそれぞれ 2 頭、スリランカと香港特別行政区からそれぞれ一頭であった。これらのうち、2008 年と 2010 年にマレーシアから輸入された野生由来の 8 頭以外は全て飼育下繁殖個体であった。日本は他にも野生由来のカワウソを、カナダからカナダカワウソ 8 頭、南アフリカからツメナシカワウソ 4 頭を輸入している。これらに加え、2017 年に経済産業省はフランスから飼育下繁殖個体のコツメカワウソを一頭、動物園目的で輸入の事前確認を行なっている。

動物園目的での輸入(2000-2016)

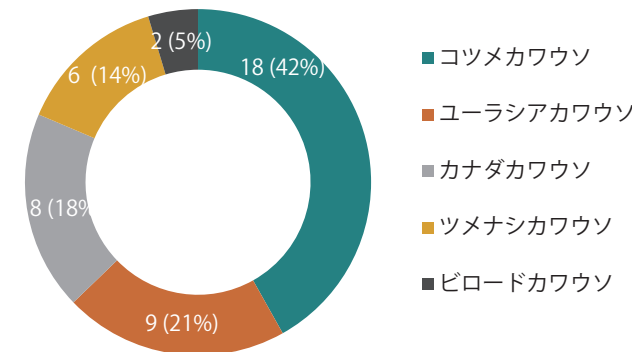


図 3. 2000年から2016年にかけて日本がワシントン条約の下、動物園目的(コード:Z)で輸入したカワウソの種の内訳(カワウソ亜科)。輸入国側の記録を用いた(N=43)。参照:UNEP-WCMCワシントン条約取引データベース

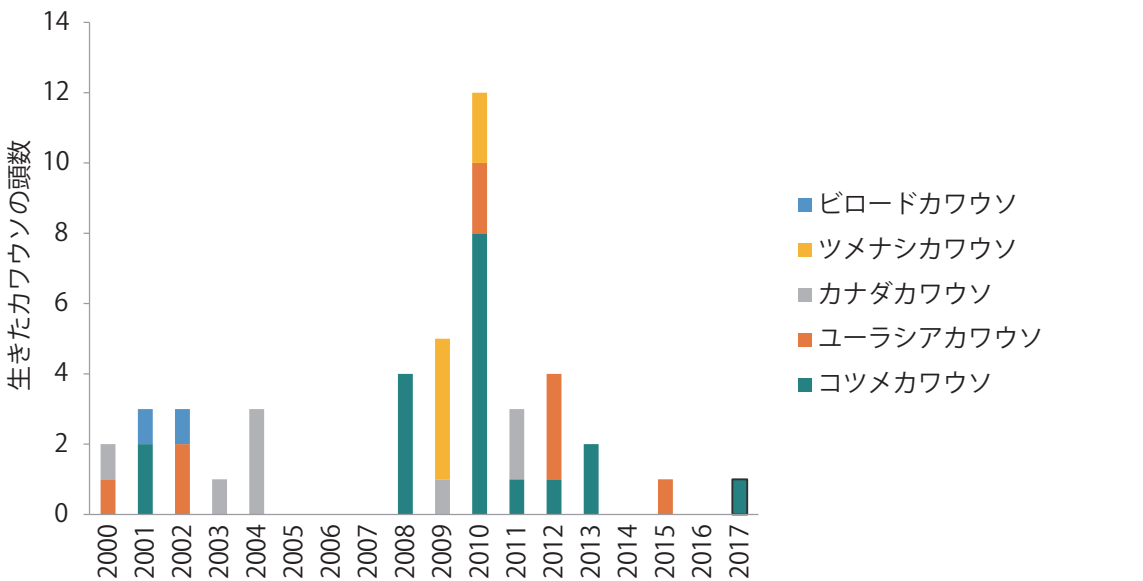


図 4. 2000年から2016年にかけて日本がワシントン条約の下、動物園目的(コード:Z)で輸入したカワウソ。輸入国側の記録を用いた(N=43)。実際に輸入が行なわれたかは不明だが、経済産業省が事前確認した輸出許可書のデータをもとに、2017年分の仮の数値も含めた。参照:UNEP-WCMCワシントン条約取引データベース(2000-2016年)と経済産業省(2017年分)

国内市場

カワウソの販売業者

オンライン調査では少なくとも 13 業者が生きたカワウソの広告または販売を行なっている、もしくは過去に行なっていたことが明らかになった。それら販売業者の事業には、輸入、繁殖、小売り、カワウソカフェ類似施設¹²の運営など、エキゾチックアニマル取引の様々な形態が含まれる。このうち少なくとも 5 業者が調査時(2018 年 4 月と 5 月)に合計 8 頭の幼獣のカワウソの販売を行なっていた(7 頭はインターネット上で広告され、一頭は個別の聞き取り調査で証言を得た)。また、カワウソカフェ類似施設を運営している 2 業者を含めた他の 3 業者は、その時点で販売可能な個体がいるかは公開していなかったが、ウェブサイト上で予約注文ができると客に宣伝していた。SNS の非公開投稿などは調査できなかったものの、個人による販売広告は本調査では見受けられなかった。販路に関しては、2018 年 1 月に静岡で開催された日本最大級の爬虫類展示即売会で、少なくとも 1 業者がカワウソの幼獣 3 頭(2 頭はすでに予約済みであった)と成獣ペア一組を販売していたのを確認した。日本の法¹³の下ではたとえインターネット上で広告や注文が可能であったとしても、生きた哺乳類、鳥類、爬虫類の取引には、販売の際に対面での情報提供が義務付けられていることを明記せねばならない。

12. これら施設はカワウソカフェと実質的には同じで訪問客はカワウソに触れ合うために料金を支払うが、飲み物の提供がないため厳格にはカフェではない。
13. 動物の愛護及び管理に関する法律

12 業者により
**合計85頭の
カワウソ**が
販売された

87% は販売業者により
コツメカワウソであると
言及されていた

**80万円から
162万円**の価格で
販売されていた

販売と広告履歴

関連ウェブサイトおよび覆面調査を含めた直接の聞き取りから得られた情報をもとに、2011 年以降、13 業者のうち 12 業者¹⁴により、調査時に販売されていた 8 頭を含め少なくとも 85 頭のカワウソが販売されたことが確認できた。そのうち 76 頭は 2016 年以降の記録であった。少なくとも 30 頭は売却されたという明記があり、残りの個体も売却されたと考えられる。インターネット上での情報入手には限界があることに加え、実店舗の調査も時間が限られていたため、ここで記録された数値はこの間に実際に日本で取引された量のほんの一部であると考えられる。特に、販売業者間やブリーダー間の取引形態である B to B 取引の情報は入手できないことに加え、インターネット上に広告を出す前に予約により取引が成立していたり、入荷後すぐに売却されたりした可能性も高い。

実際のカワウソ取引規模は不明であるが、収集されたデータからカワウソ取引の特徴がいくつか浮かび上がってきた。第一に、販売に出されるカワウソの多くは数カ月以下の幼獣であるようだった。オンライン広告の中には 2 ～ 3 歳のカワウソもいたが、販売業者は多くの場合飼い主と環境に慣れさせるため、幼いうちからカワウソを飼育することが一番だと謳っていた。第二に、販売業者が種に関して言及していた 74 頭 (85 頭のうちの 87%) については、全てがコツメカワウソであると述べていた。掲載されている画像の質が悪かったこと、および特にコツメカワウソとビロードカワウソの幼獣の見分けが難しいことから、種を識別することには困難が伴った。しかし、TRAFFIC が識別依頼をした IUCN SSC のカワウソ専門家によると、調査で収集した画像の中に、確実にコツメカワウソであることを否定できる情報は含まれていなかった。

カワウソの個体ごとの価格は 11 の広告でのみ明記されており、最低で 80 万円、最高で 162 万円の価格が付けられていた。実店舗の調査で訪問した 2 業者によれば近年価格がかなり上がっていると述べ、うち一人はここ 5 年で価格が約 2 倍になったこと、もう一人は数十年前には 20 万円程度で購入が可能であったと言及した。一部の業者は特に密輸個体だと業者間での取引はより安価になり、動物園や水族館で生まれた個体も市場の小売価格と

比較すると低くなる傾向があると述べていた (動物園と水族館のセクション参照)。日本の NGO 団体 PEACE (Put an End to Animal Cruelty and Exploitation) が情報公開制度を用いて入手した情報によると、2016 年に行なわれた公立の動物園と動物販売業者の取引価格は一頭 25 万円であり、ペット市場での小売価格よりも断然安い (PEACE, *in litt.*, June 2018)。



幼獣のコツメカワウソのオンライン広告のスクリーンショット。
上：一頭 135 万円で広告されていた。下：一頭 162 万円で
広告されていた。いずれも国内飼育下繁殖された個体だと
述べられている



東京のエキゾチックペットフェア。国内動物園生まれと記載のあるペアのカワウソが 240 万円で販売されていた

¹⁴ 調査時にカワウソ販売の広告をしていた 13 業者のうち 1 業者からは個別広告や取引記録が確認されなかった。この販売業者は取引事業とカワウソカフェ類似施設を運営している

カワウソの出所

広告または販売履歴として記録された最低 85 頭のカワウソのうち、販売業者自らの情報によると 46% (39 頭) は国内飼育下繁殖個体、20% (17 頭) は輸入個体とされ、残りの個体の出所については不明であった (34%、29 頭) (図 5)。国内飼育下繁殖個体の出所に関しては、自らの施設で繁殖した個体であると述べたある業者(頭数は確認できなかった)を除き、確固とした情報が提示されなかった。得られたのは、国内繁殖のカワウソの幼獣が調達された場所の大まかな地理的情報であり、長野、兵庫、岡山、および千葉が県名としてあがった。別の業者は 3 頭のカワウソの出所が国内の動物園であると示していた。

実店舗調査中に販売業者が説明したカワウソの出所に関しても、全体的に曖昧で時に広告の内容と食い違っていることもあった。しかし、多くはカワウソの繁殖が困難であることから、国内飼育下繁殖個体が流通するのはまれであり、購入待ちの期間が長期化し値段も高くなると述べていた。ある店員は密輸されたカワウソが国内市場に出回る可能性を認め、販売業者から入手する際、そういった個体を国内の繁殖施設で実際に繁殖した個体と見分ける難しさを語った。他の店員も密輸されたカワウソがより安価で市場に入り込むが、密輸の過程で鳴き声を発さないよう無理に投薬され臓器がダメージを受けるため、多くの場合すぐに死亡すると明かしていた。また、この店員は動物の出所を公開しないのが販売業者の間で暗黙のルールとなっていると述べた。さらに、一人の店員は動物園や水族館で繁殖した個体が、報告されることなく比較的安価に動物販売業者に売られる可能性があると言及した。

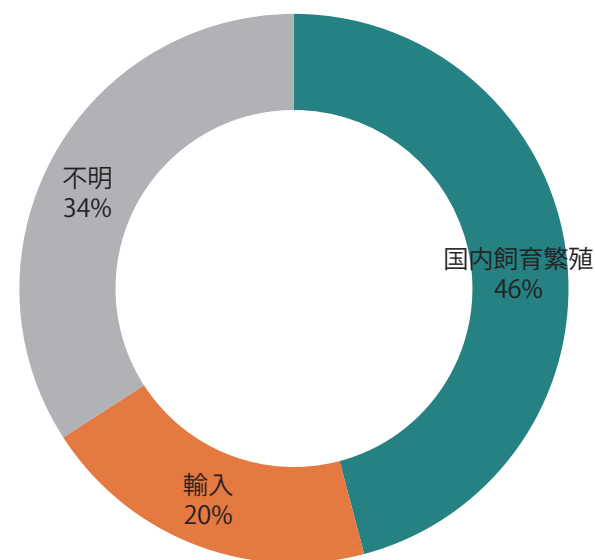


図 5. 2011年から2018年にかけて日本で販売されていたカワウソの出所 (N=85)

輸入された個体に関しては、2014 年 4 月に広告された 2 頭のカワウソにマレーシアの動物園由来という記載があった。ワシントン条約輸入記録上でこの個体に該当すると考えられたのは 2013 年の 2 頭のコツメカワウソのみであるが、この取引目的コードは商業目的ではなく、動物園となっていた。ある販売業者の 2016 年 10 月のブログには最低 4 頭(ペア 2 組)のカワウソが「EU 繁殖個体」とあるという記載があった。これはワシントン条約輸入記録上では 2015 年に EU 加盟国であるチェコ共和国から輸入のあったコツメカワウソ 6 頭の輸入に該当する可能性があると考えられる。

広告または販売されたカワウソのうち少なくとも 11 頭はインドネシアからの輸入であり、2016 年にある業者が一頭、残りの少なくとも 10 頭は別の業者が 2017 年から 2018 年にかけて販売した。後者は

2017 年にコツメカワウソの幼獣をインドネシアから仕入れる事業を始め、同時に東京でカワウソカフェ類似施設を開店し、2017 年 6 月からカワウソの展示(これらもインドネシアから輸入された)を開始している。この業者は注文をインターネット上で受け付けているが、カワウソ一頭ごとの広告は出していないため過去に何頭売却されたかを正確に把握するのが難しい。しかし、店主は 2018 年 6 月の時点ですでにカワウソ 10 頭を個人だけでなく動物園や水族館にも売却し、2018 年 5 月にはさらに 10 頭を輸入したと調査員に述べた。この施設が 7 頭のカワウソを展示していたことを考慮すると(最初に輸入されたのは 2017 年 6 月頃)、この事業により 2017 年から 2018 年 6 月に輸入されたカワウソの頭数はさらに増え、合計で少なくとも 27 頭に上ると考えられる。ワシントン条約取引データベースによると日本は 2016 年に 4 頭、2017 年に 19 頭のコツメカワウソをインドネシアから輸入しているが、2018 年分は確認がとれていない。

この事業者はインドネシアで繁殖施設を運営していると自称していることから、注目に値する。販売業者は店主自身が設立したという、インドネシアで政府により唯一認められた繁殖施設からカワウソを仕入れていると述べている。しかし、店員の話によるとこれはどちらかというと生まれたばかりの個体、またはその親を野生から捕獲するランチング事業に近いものであるようにも聞こえた。興味深いことに、2017 年にインドネシアから輸入された個体は全て、「飼育下で繁殖させた(由来コード:C)」のではなく、「飼育下で生まれた(F)」個体と記録され、ワシントン条約が定めている繁殖下繁殖個体の定義を満たしていなかった可能性が高い。TRAFFIC はインドネシア政府に対して、この公式に認められた施設の存在につき照会したものの、まだ確認を得られていない (Gomez and Bouhuys, 2018)。また、この販売業者は野生のカワウソの保全に対する懸念から事業を開始するに至ったと明言し、利益の一部はインドネシアの施設支援に回すため購入客がカワウソの保全に貢献できると主張している点も興味深い¹⁵。これら主張のロジックは定かでないが、店主と店員の話では、野生で生まれた個体の多くは生き残ることができないため、日本に向けた幼獣のペット取引が野生のカワウソ保護に貢献しているとの説明がされたことから、彼らが言う繁殖施設から個体を入手しているという主張との矛盾がうかがえる。

15. <https://www.zakzak.co.jp/eco/news/171219/prl1712190005-n1.html>



コロンバス動物園のコツメカワウソ

カワウソカフェ

カワウソを展示しているカワウソカフェやカワウソカフェ類似施設が調査期間中に日本に少なくとも10カ所存在し、いずれも2015年以降に開業していることが確認された(図6、左)。5つは2017年に開業し、うち一つは2018年5月にオープンしたばかりであった。これら10の施設では少なくとも合計32頭のカワウソが展示され、全てがコツメカワウソであった。それぞれの施設のカワウソの頭数は一頭から最大7頭であった。販売業者が提供していた情報によると22頭(69%)が2017年以降に生まれた若い個体であった(図6右)。展示されていたカワウソの出所に関しては、28頭中7頭は前述の東京にあるカワウソカフェ類似施設で展示されているインドネシアからの輸入個体で、飼育繁殖されたと主張されているものであり、他21頭は国内飼育下繁殖個体であると言及されていた。しかし、店員の供述からは出所に関する確固とした情報は一件も得られず、カワウソ販売業者へのインタビュー調査と同様の結果であった。

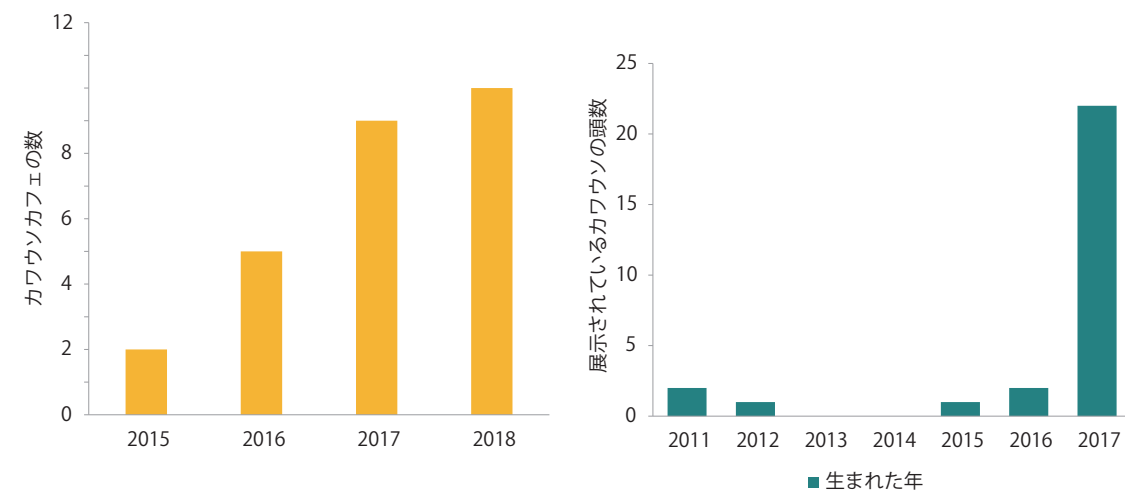
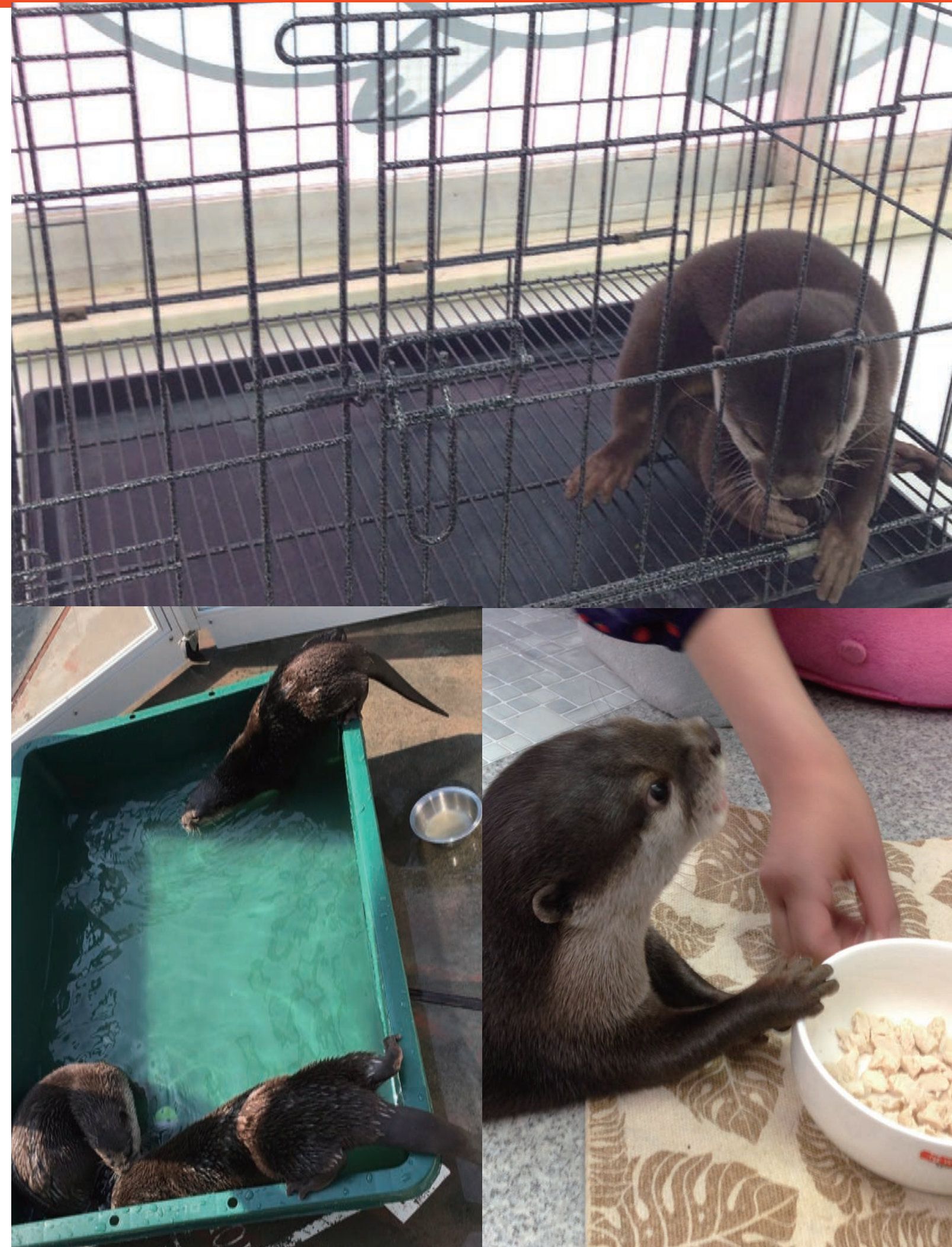


図6. 左) 確認された日本のカワウソカフェの数; 右) 2018年2月から6月の調査期間にカワウソカフェに居たカワウソの頭数とその生誕年 (N=28)

カフェの運営形態は施設ごとで異なっていたが、それぞれのセッションは大体一時間または30分、料金は一時間1200円から2900円程度で、カワウソへの餌やりといったオプションがつけられた。餌はペットフードが多かったがいくつかの施設では海藻や生魚も扱っていた。多くの場合、カワウソは小さなケージや展示ケースに個別に入れられていたが、いくつかの施設では他のカワウソと一緒に展示されていた。調査は基本的に平日に行なわれたが、毎回他の客がいた。若いカップルや女性数人のグループが多かったが、外国人訪問客も見受けられた。質問した全てのケースで店員はカワウソをペットとして飼育する際のコツを説明したが、多くの点において施設によって提供される情報が異なった。また、店員はカワウソの可愛さを誇示することが多かったが、ほとんどの施設はカワウソと触れ合う際に伴う危険性やペットとして飼う際の特定の問題にも触れていた。カワウソをペットとして飼うことを勧めなかったのは調査した全ての施設の中でたった一人の店員のみであった。



動物園と水族館

電話調査に回答した 50 施設(うち 45 施設は JAZA 加盟、5 施設は非加盟)のうち、21 施設(42%)がカワウソの出所がそれぞれの施設、または他の国内動物園や水族館で繁殖された個体であると述べ(図 7)、このうち 4 施設は押収された個体を引き取ったこともあると述べた。他の 6 施設(12%)は直接海外から輸入したと述べており、残りの 23 施設(46%)は動物販売業者から入手したと述べた。後者のうち少なくとも 6 施設は動物販売業者との取引を過去 5 年以内に行なったとした。また、動物販売業者から入手したと述べた施設のうち、15 施設(30%)は動物販売業者を輸入の仲介に利用したと述べた(うち 2 施設は輸入に加えて国内取引にも利用している)。この内訳は、5 施設が海外の動物園や水族館が出所であると述べたもの(ドイツとチェコ共和国からそれぞれ 2 度、カナダから一度)、8 施設が輸出国の名前のみを述べたもの、残る 2 施設からは国名の言及が得られなかったものが含まれる。輸入以外で動物販売業者を利用したと回答した施設には、元の出所の言及がない 7 施設に加え、国内取引に利用したと言及した 3 施設、それぞれ他の国内動物園との取引、過去にペットとして飼われていた個体の購入、および動物販売業者からの貸し出しの形態をとったものが含まれた(図 7)。

日本の動物園や水族館のカワウソの出所

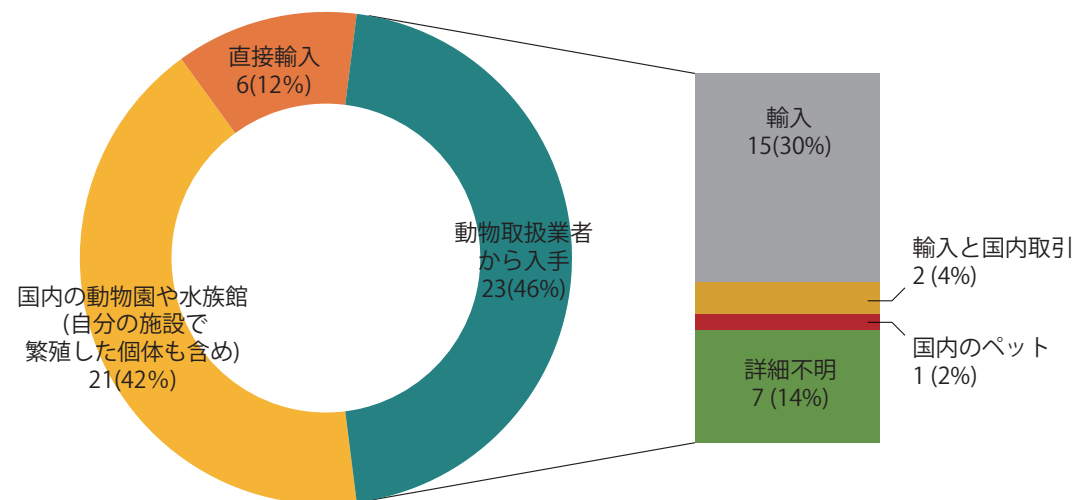


図 7. カワウソの出所に関して動物園と水族館に調査を行なった結果(施設数N=50)

調査に回答した施設でカワウソの繁殖経験があった 30 施設(うち 28 施設は JAZA 加盟で、2 施設は非加盟)のうち、9 施設(30%)が繁殖で生まれた個体を動物販売業者と取引したことを認めた(図 8)。残りの 21 施設は新たに生まれた個体をそのまま施設で飼育展示したか、あるいは国内の他の動物園や水族館に渡したと述べた。しかし、これら施設のうち、一施設は他の動物園に渡した 2 頭のカワウソが、恐らく動物販売業者が商取引を仲介したことが原因となり、最終的に市場に流出したことを認めた。このケースを含め、合計で 13 頭のコツメカワウソ(2011 年から 2016 年の間に少なくとも 10 頭)が取引経路のいずれかの地点で動物販売業者と取引されたと考えられる。新たに生まれた個体を動物販売業者と取引したと述べた 9 施設のうち、他の動物園・水族館に引き渡すための仲介に利用したと述べたのは一施設のみで、販売業者により国内または海外の動物園に渡ったのではないかと曖昧な推測をしていたのが 2 施設あった。

今回の調査でカワウソがペット市場に流出したことを認めたケースは一件だけであったが、日本の NGO 団体 PEACE が 2016 年に行なった調査によると、この施設を含めた 2 施設で生まれた個体が、エキゾチックペットショップのオンライン広告に載っていた個体と同一と見られることが明らかになっており、同様の事態が他にも発生していたといえる(PEACE, 2016)。さらに、2018 年 8 月に東京で開催された爬虫類展示即売会を TRAFFIC の調査員が訪れた際にも、JAZA 加盟水族館が出所であると販売事業者が述べた 2 頭の成体のカワウソが発見された(R.Nishino and Y. Naruse, pers. obs., August 2018)。

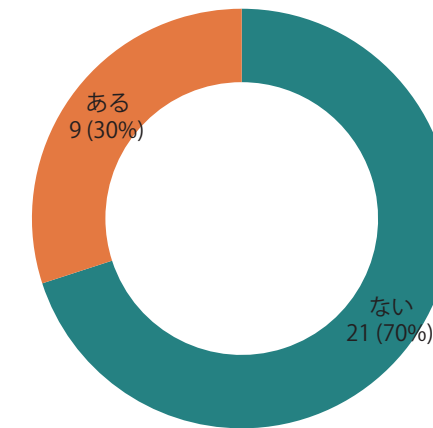


図 8. 日本の動物園や水族館が繁殖した個体を動物販売業者と取引した経験があるかの回答(施設数N=30)

JAZA 加盟施設で飼育されているコツメカワウソは 1995 年以降、一頭ごとに JAZA に登録をする血統登録により管理されている(JAZA in. litt., August 2018)。この制度の下では加盟施設間での動物の取引が厳重に管理されるが、JAZA は加盟施設に対して動物販売業者を含む非加盟施設との動物の商取引を禁止していない。カワウソに関しても同様のことがいえるが、前述の加盟施設からペット市場へのカワウソの流出が明らかになったことを受け、JAZA は 2016 年に全加盟施設に対して、カワウソを含め、動物を商取引目的で販売しないよう通達したと述べている(JAZA in. litt., August 2018)。

メディア分析

Google トレンド

日本語の「カワウソ」のキーワードでの Google トレンド検索は、2012 年以降安定した増加傾向を示し、2017 年以降には顕著な増加が確認できた(図 9)。2017 年 8 月頃に明らかな増加が見受けられたが、これは日本西部にある対馬で、すでに絶滅が宣言されているはずのニホンカワウソ *Lutra (I) nippon* である可能性を含んだ野生のカワウソが発見されたことが報道されたためと考えられる(Nikkei Shimbun, 2017)。また、関連キーワードの上位 5 位に 2012 年以降毎年「ペット」というキーワードが、そして 2016 年以降に「価格」がランクインし、より多くの人実際にカワウソを購入する可能性を考えて情報を集めようとしていたことがうかがえる。日本でカワウソカフェが増えた同時期の 2017 年以降は「カフェ」が、またインターネット上で日本各地の動物園や水族館で飼育されているお気に入りのカワウソに投票するイベントに関連して「選挙」という関連キーワードも 2017 年に上位に入っている。2018 年には個人に飼育されている「さくら」と呼ばれ、飼い主が日常的に人気のブログや SNS に画像や動画を

投稿しているペットのカワウソの名前も入り込んでいる。全体的に見てもペット関連の検索用語が 2016 年以降に増えていることから、ペットとしての人気の増加が「カワウソ」というキーワード検索の全体的な増加傾向の背景にある可能性が高いことを示している。

SNS 上のペットのカワウソ

2018 年に主要な SNS (Twitter と Instagram) を調査した結果、少なくとも 20 頭の個人が飼育しているカワウソが確認された。一頭または同じ飼い主に飼育されている複数頭のカワウソは専用の SNS アカウントを与えられ、飼い主は彼らの生活様様を画像や動画と共に投稿していた。これらアカウントの

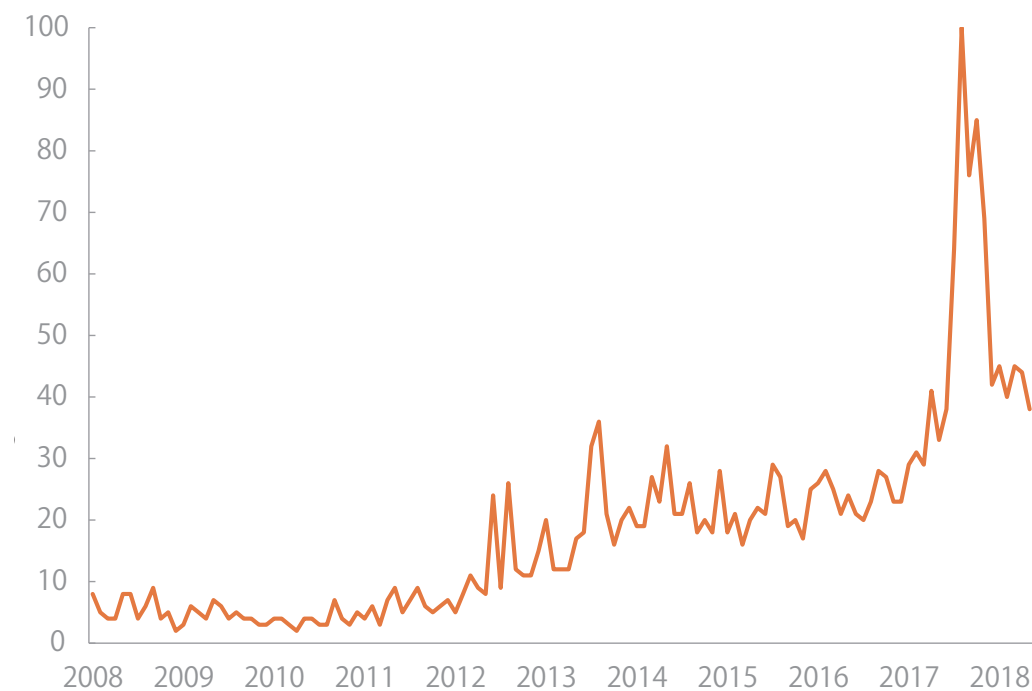


図 9. 2018 年に Googleトレンドを用いて「カワウソ」のワードで検索した結果。Googleトレンドは検索ワードが相対的にどの程度人気を得ているか、最高値を 100 として示している

うち 4 つはフォロワー数が 10 万を超えており、最高で 75 万 4,599 人のフォロワーがちいたんと呼ばれる人気カワウソをフォローしていた。前述のさくらというカワウソには YouTube で 10 万人以上のフォロワーがついており、投稿された動画の合計再生回数は 4000 万回を超えている。投稿へのフォロワーの反応は多くの場合、カワウソの可愛さを称賛し、カワウソを自身も飼ってみたいと述べるといった、飼い主のペットのカワウソに対する愛着に呼応するものであった。さらに、SNS 上のペットのカワウソの人気は一般に向けた商業活動によって一層高められていると考えられる。例えば、秋葉原観光推進協会はちいたんを擬人的なマスコットキャラクターに発展させ¹⁶、2017 年にはそのキャラクターが高知県須崎市観光大使に任命され¹⁷、様々な公の場で露出している。ちいたんや他のカワウソの写真集やカレンダーも出版されており、インターネット上で購入が可能である。

16. 秋葉原は東京の地域である

17. <https://chiitan.love/>

ペットのカワウソの種に関して飼い主が言及しているところによると、3 頭を除き全てコツメカワウソであった (3 頭については不明であった)。生まれた年は 17 頭について記述が見つかり、11 頭 (65%) は 2017 年か 2018 年に生まれた個体とされていた (図 10)。カワウソの出所や入手経緯についてはごく一部のアカウントでしか言及されておらず、一頭は岡山県から (国内のブリーダーか販売業者から購入したと考えられる)、3 頭はペットショップで購入されたと述べられていた。

過去の投稿の確認や直接 SNS 上で質問したことにより、7 人の飼い主からペットとしてのカワウソ購入を動機づけた要因は何であったか証言が得られた。4 人の飼い主が特定のテレビ番組に影響を受けたと述べ、うち 2 人は著名人が幼獣のカワウソと旅行したり、カワウソを育てたりする長期シリーズを放送した番組「天才! 志村どうぶつ園」¹⁸ であると明らかにし、一人は SNS で人気のペットのカワウソを取り上げた「生き物にサンキュー!!」という番組に言及した。2 人の飼い主からはカワウソを動物園や水族館で見たことが動機だと言及があった。他には漫画のキャラクターや、ブログや YouTube でペットのカワウソを見たことが動機だと述べられた。

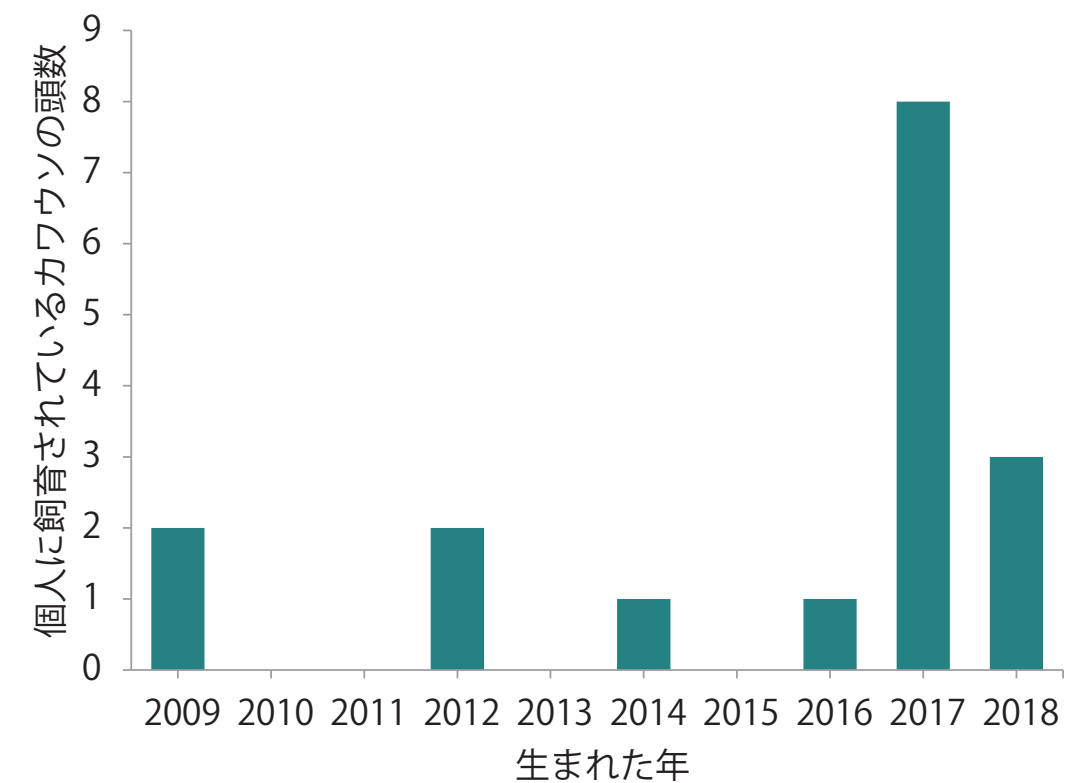
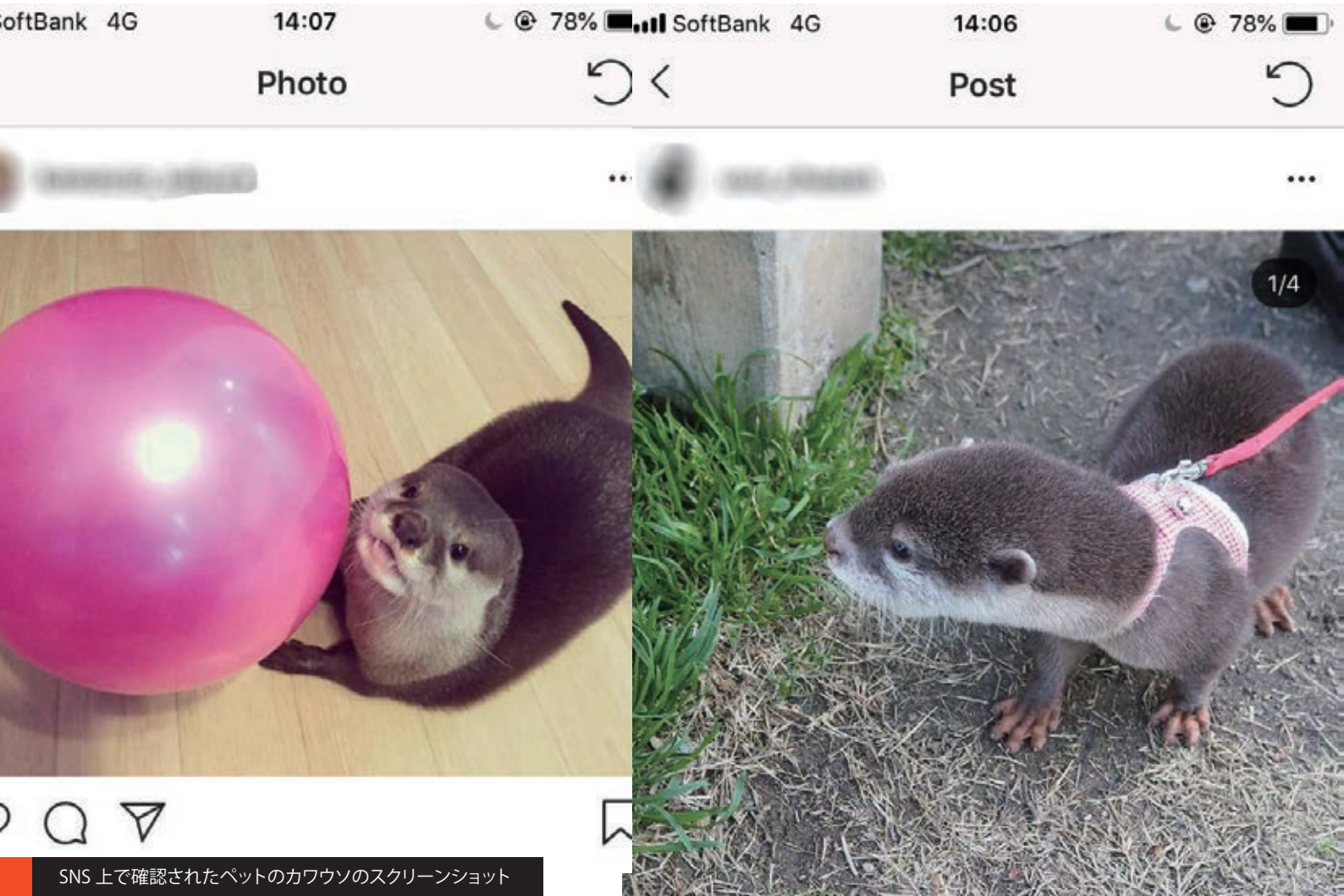


図 10. SNS 上で確認された個人に飼育されているペットのカワウソと生まれた年 (N=17)。20 頭のうち 3 頭の生まれた年に関する言及が確認できなかった。

18. <http://www.ntv.co.jp/zoo/>

SNS上の 飼い主	飼育 している 頭数	カワウソが 生まれた年	カワウソ購入の動機					
			TV	動物園 や水族 館	インタ ーネッ ト上の 情報	ペットシ ョップ	漫画	特記事項
A	1	2009	✓	✓		✓		番組を「天才!志村 動物園」と特定
B	2	2009, 2012				✓		
C	1	2016	✓					番組を「生き物にサ ンキュー!!」と特定
D	1	2017					✓	
E	1	2017	✓					番組を「天才!志村 動物園」と特定
F	3	2017		✓				
G	1	2018	✓		✓			YouTubeやブログ でペットのカワウソ を見たと言及
合計								
7	10	—	4	2	1	2	1	—

表4. SNS上 (TwitterとInstagram) のペットのカワウソ飼育者のカワウソ購入の動機



マスメディア

テレビ番組の内容を調査した結果、国内の多くのテレビ局が個人でカワウソを飼育している人の自宅の様子、SNS 上で人気のペットのカワウソやその動画、およびカワウソを販売しているエキゾチックペットショップなどを取り上げ、「ペット」としてのカワウソの情報発信をしていることが分かった。カワウソが取り上げられる番組は動物やペット関連の番組だけでなく、特に 2017 年以降ニュースやバラエティー番組の中で発信されることも目立った。内容は多くの場合カワウソの見た目や仕草の可愛さ、時に価格やどのように家庭で飼育するのかといった実用的な内容も含まれた。2017 年には一般的な人気動向としてカワウソカフェやカワウソ選挙が取り上げられることもあった。

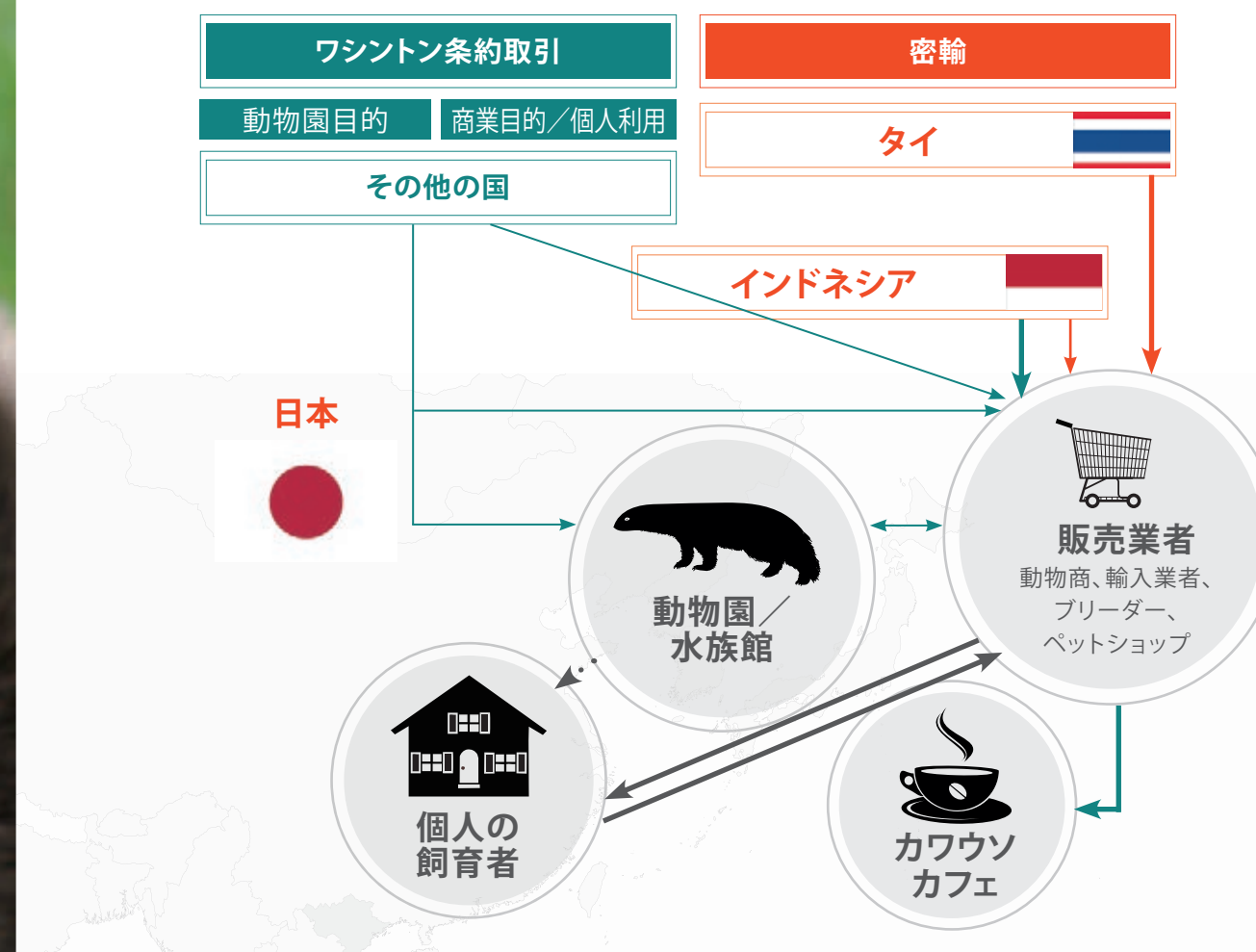
しかし、カワウソをペットとして位置付け主流化した可能性において際立ったのは、前述の日本テレビが 2007 年から 2014 年にかけて 2 度のシリーズにわたりカワウソを長期間取り上げた人気動物番組（天才! 志村どうぶつ園）であった。SNS 上でペットのカワウソの投稿をしている 2 人の飼い主が影響を受けたと言及したこの番組では長期にわたり著名人が幼獣のカワウソと旅行したり育てたりするといった愉快的演出をしカワウソを擬人化することで、カワウソの可愛さや親近感を伝えている。他に購入の動機の背景になったと SNS 上の飼い主（Google トレンドの上位関連キーワードに上がった「さくら」の飼い主）から言及のあったテレビ番組は TBS により放送されている「生き物にサンキュー!!」である。このシリーズは様々な動物に関する番組を放送しているが、飼い主が言及したのは、2016 年に別の個人のカワウソ飼育者を取り上げた放送であった。その後、この番組は 2017 年にさくらも取り上げており、ペットとしてのカワウソのイメージをさらに流布している。

2018 年 7 月には全国放送の人気バラエティー番組において、例のインドネシアのコツメカワウソの輸入販売業者が東京のカワウソカフェ類似施設で展示しているカワウソとともに取り上げられていた。これらの放送内容が実際に需要に与える影響を量的に評価するにはより網羅的な調査が必要となるが、今回の緊急評価からは少なくともマスメディアがカワウソの認知度と人気を高め、ペットとして飼うことができるという認識を一般に広める一端を担っている可能性が示唆される。

考察

飼育されているコツメカワウソ

考察



調査から明らかになった、合法と違法なものも含めたカワウソ取引の経路。点線で示す経路は、確証的・具体的な事例に欠くものの、それを示唆する情報が得られたことを意味している（著者作成）

取引パターンと問題

密輸とロンダリング

日本におけるカワウソの国内取引は、トレーサビリティの欠如に加え、密輸されたカワウソが取引経路に入り込んでいるという問題をはらんでいる。近年の押収事例からは、日本での転売目的で運び屋がタイから幼獣のカワウソを調達していることが示されている。度重なる押収と逮捕の背景には、日本市場に向けてカワウソの密輸に成功すれば膨大な利益が得られるという強い動機が存在が伺える。事実、日本での小売価格はタイの闇市場での価格の 300 倍にのぼることもある（例：日本円で 3400 円程度が 100 万円以上）。タイ以外で日本への密輸未遂が発覚したのは、2007 年にインドネシアから密輸されたところを日本の税関が押収したケースが一件あった。以降は、インドネシアから日本に向けた密輸の押収事例はないが、インドネシア現地ではタイと同様に近年特にインターネット上でペットとしてのカワウソの取引が活発に行なわれていることが明らかになっていることから (Gomez and Bouhuys, 2018)、日本に向けた密輸に悪用されるリスクが懸念される。実際に、TRAFFIC が実施した市場調査ではインドネシアにおいてインターネット上で販売されていたカワウソの価格は平均で約 30~40 米ドル、実際の市場調査では 90~100 米ドルであった（覆面インタビュー調査を実施したのは外国人であった）(Gomez and Bouhuys, 2018)。

日本の販売業者の証言は、密輸されたカワウソが動物商を介して国内市場に入り込んでいることを示したが、密輸個体が次の購入者に取引される際にその出所が明かされることは当然ない。調査からは、こうした川下の購入者の中に、ペットショップ、カワウソカフェ、個人の飼育者、および動物園や水族館も含まれることが明らかになった。合法的由来の個体の流通と比べて実際にどの程度密輸個体が流通しているかを把握することは困難であるが、調査で確認された取引の実態とトレーサビリティおよび合法性を確認する仕組みの欠如から、これらいずれの取引経路においても密輸個体が入り込み、ロンダリングされる可能性が十分にあるといえる。一例として、オンライン調査および実店舗の訪問で確認した 85 のカワウソの広告・販売記録のうち 34% の個体は由来不明(販売業者による言及はなし)であった。

日本における飼育下繁殖

国内市場の調査から、カワウソの出所を国内飼育下繁殖と述べている販売業者が、記録された広告・販売記録の 46% に上ることが明らかになった。しかし、カワウソを安定的にペット取引に供給しているようなブリーダーもしくは繁殖施設に関する特定の情報は販売業者の話から全く得られなかった。どちらかというと、国内飼育下繁殖による供給は極めて不安定であるという認識が共有されていることが伺えた。これはカワウソが家畜化された動物ではなく、特に十分な専門的知識に欠くブリーダーにとっては繁殖が容易ではないであろうことから想像に難くない。カワウソを繁殖させ生まれた個体の生育を成功させるには様々な条件が揃う必要があり、動物園などの理想的な環境下でも毎回繁殖が確実に成功する保証はない (Yumiko Okamoto, IUCN Otter Specialist, *pers. comm.*, August 2018)。調査ではさらに、国内の動物園や水族館で生まれた個体が国内飼育下繁殖個体としてペット市場に出回っていることが明らかになった。少なくとも 9 の動物園・水族館が施設で生まれたカワウソを動物販売業者と取引したと認めた。この場合、施設が動物販売業者に販売するコツメカワウソの価格は小売価格(100 万円以上)に比べ、4 分の一程度(25 万円)であったことが一つの事例から明らかになっており(PEACE, *in litt.*, June 2018)、販売業者がかなりの利益を上げられる構造があるといえる。

全体的に、国内飼育下繁殖のカワウソの供給が不安定かつまれであること、および需要の急激な増加が原因となって現在の価格の高騰を引き起こし、結果的に東南アジアで安価な個体を入手して密輸を企てることに繋がっていると考えられる。ワシントン条約許可書を取得しインドネシアの繁殖施設から幼獣を輸入するビジネスが現れた背景にも同様の経済が絡んでいるのかもしれない。

ワシントン条約取引としての輸入

ワシントン条約取引としての輸入が日本国内でペット取引されるカワウソのもう一つの重要な出所となっていることが明らかになった。調査で確認された広告・販売記録を例にとると、その 20% で販売業者が輸入が出所であると言及していた。これらは国際取引としては合法であると考えられるが、日本の市場に向けて、またはその中でロンダリングが起きている可能性を含め、詳細な確認が望まれる事項がいくつか目についた。第一に、輸出国側の取引目的の報告が非営利となっていたにもかかわらず、日本の報告では商業目的の輸入とされているケースがあったことである。具体的には、2008 年に南アフリカから輸入された野生由来のツメナシカワウソ 2 頭と(動物園で輸出)、2016 年にインドネシアから輸入された繁殖個体のコツメカワウソ 4 頭(個人利用で輸出)があった。また、日本が報告した輸入頭数が輸出国側から報告したそれよりも多かったケースも 2 件確認された。これらのケースは全て慎重

な確認が必要とされる。日本におけるワシントン条約の管理当局として、経済産業省はワシントン条約附属書Ⅱ掲載種の生きた個体を輸入する際、輸出国が発行した輸出許可書の提示を求め輸入の事前確認を求める独自の厳しい措置を取っている。しかし、輸出国側の管理当局との直接のコンサルテーションによる確認は一部のケースしか行なわれない(METI, *pers. comm.*, Sept 2018)。

調査ではさらに、動物販売業者により動物園目的で輸入されたカワウソがその後ペット市場で販売された可能性を示唆する事例も発見した。例えば、2014 年のオンライン広告でマレーシアの動物園生まれとされるコツメカワウソ 2 頭の販売が見つかった。しかし、ワシントン条約の輸入記録のうちマレーシアが輸出国となっていて、一致すると考えられる唯一の記録は目的が動物園であった。実際に、調査した動物園・水族館のうち約半数はカワウソの調達に動物販売業者を利用しており(46%、50 施設のうち 23 施設)、少なくとも 15 施設(30%) は日本国外のカワウソを輸入するための仲介に利用したと述べた。これは、輸入を直接行なったと述べた施設(6 施設、12%) の 2 倍以上にのぼる。これらの結果から、何よりワシントン条約附属書掲載種の輸入を含め動物販売業者による取引をより詳しくモニタリングすることの重要性が明らかであるが、同時に、動物園や水族館が一般に対して負っている教育的な役割を考えれば、これら施設による取引に対してもより厳しい規制の必要性を検討すべきといえる。

最後に、インドネシアからの輸入を開始した新たな事業は、調達している個体数が比較的多いのに加え、調達元であるとされるインドネシアの繁殖施設の実態を把握する必要性から、注目に値する。この事例では、日本の事業運営者が現地で施設を立ち上げ、それがインドネシアの政府から公式に認められたと述べている。TRAFFIC はこの施設に関してインドネシア政府に確認をとることができていないが(Gomez and Bouhuys 2018)、少なくとも 2017 年にインドネシア政府が出した日本向けの輸出許可書では全てのカワウソの由来が、「飼育下で繁殖させた」(コード:C)ではなく、「飼育下で生まれた」(コード:F、「飼育下で繁殖させた」の定義に当てはまらない飼育下で生まれた個体)となっている¹⁹。このように日本の事業者の言及と異なる点があることから、実際に現地施設を調査して野生個体が利用されていないことを確認することは重要である。もし野生個体が利用されていた場合、インドネシアの法的小および保全の枠組みに反する可能性がある(Gomez and Bouhuys (2018)によると、インドネシアでは野生のカワウソの捕獲を許可する割当量が設けられていないため、実質的にインドネシア国内で野生のカワウソの捕獲および取引は禁止されている)。この点において、日本の業者が彼らの飼育下繁殖とペット取引事業が現地で絶滅のおそれのあるカワウソの保全に貢献していると主張していることは注目に値する。

規制の必要性

日本で国内取引を効果的に規制する枠組みが現在ないことが、合法に入手したことを確認するためのトレーサビリティの仕組みの確立を阻み、その結果、密輸されたカワウソがロンダリングされるリスクの排除を困難にしている。種の保存法はワシントン条約附属書Ⅰ掲載種しか保護対象としておらず、ペットとして多く取引されているコツメカワウソを違法取引から保護する手段は何も持ち合わせていない。これにより、日本国内においてカワウソの無規制な取引が横行している。動物の愛護及び管理に関する法律(以下、動物愛護管理法)は生きた動物を販売もしくは広告する際は出所を明記するよう求めているが、市場におけるこの規定の遵守率が極めて低いことが、最近行なわれた爬虫類のペット取引

¹⁹ 「飼育下で繁殖させた」の定義はワシントン条約決議 10.16 (Rev*) の中で定義されている。

調査から明らかになっており (Wakao et al., 2018)、今回のカワウソ取引調査でも同様の結果が得られた。動物園や水族館、その他の施設も含め、絶滅のおそれのある種を扱う事業者や施設に対して、それら種の扱いを効果的に管理する規制が何ら存在しないという事実も日本のエキゾチックペット取引を管理する上で重大な課題となっている。前述した動物愛護管理法は動物を取扱う事業者の登録を義務付けている。しかし、これは一般的に家畜化されている動物の扱いに関するものであり、絶滅のおそれのある種の取引が適確に行なわれるような規制や執行手段としては有用性に欠けると示されている (Wakao et al., 2018)。民間セクターが規制の遵守と責任ある取引を行なう必要があることはいうまでもないが、日本における有害なエキゾチックペット取引から海外産の絶滅のおそれがある種を保護するためには、TRAFFIC が過去の調査でも求めてきたように (e.g. Gomez and Bouhuys, 2018; Wakao et al., 2018)、新たな法的枠組みが必須である。



川で魚を探すコツメカワウソ

カワウソブームの追跡 需要の引き金と増幅の要因



今回の緊急評価で収集した様々なデータから、日本のカワウソブームが近年、特に 2017 年に急拡大したことが示された。SNS 上にペットのカワウソが顕在化したこと、およびマスメディアで放送されたカワウソに関するコンテンツが、カワウソの人気と需要を促進する重要な背景要因となった可能性が高いことが明らかになった。一般的な社会的動向としては、Google トレンドの分析から、2012 年以降カワウソの人気が徐々に増したこと、2016 年以降は「カワウソ」というキーワードが「価格」とセットで検索されていたことから、特にペットとしての人気が高まったことが示された。2017 年には初めてカワウソの選挙が開催されたほか、SNS 上で人気を集めるペットカワウソの数、全国のカワウソカフェの数ともに増加していった。Google トレンドがこれらのキーワードの増加を検知したことは、一般の関心の高まりを反映している。マスメディアでもこうしたカワウソに関するトレンドが発信されたが、マスメディアの役割として特に影響が大きかったと考えられるのは、近年のカワウソ人気に先駆けてコツメカワウソと著名人が交流する演出をした人気のテレビ番組シリーズであったと考えられる。この番組は、カワウソが人間（この場合、著名人）と一緒に旅行をしたり、家で生活したりする擬人的な状況下で人間と触れ合うイメージを植え付けたことで、視聴者にカワウソが実際以上に扱いやすく親近感を持てる生きもので、ペットに向いているという印象を与えた可能性が高い。事実、このテレビ番組を見たことがカワウソを購入する理由であったと明言した SNS 上の飼い主を少なくとも 2 人特定した。このほか、インターネットやテレビで実際に飼われている人気のペットのカワウソ画像や動画を見ることも購入理由となっていることが明らかになった。

日本のエキゾチックペット市場は徐々に規模を拡大していると考えられているが (Wakao et al., 2018)、大規模なブームが特定の種や分類群を対象に急激に発展している現象は近年でも類を見ないものであり、マスメディアをはじめ、SNS 上のペット飼育者を含む影響力を持った存在が果たしている役割と責任に目を向ける必要がある。実際に、それが野生生物取引に対して与える影響の評価は複雑であるものの、人気のテレビや映画に登場した特定の野生生物の popularity がその後高まる現象はよく知られている (e.g. Nijman and Nekaris, 2017)。インターネット上の、特にユーザーによる投稿が野生生物の需要を喚起する可能性については、ペットとしてのスローロリスの人気動画の影響に関する事例研究で明らかにされている (Nekaris et al., 2013)。日本において SNS 上で日常的に発信されているペットのカワウソの投稿が似たような影響を与えている恐れが強いことは、フォロワーが自身もペットとして飼育したいといった反応をしていることから明らかである。また、人気ユーチューバーが東京のカワウソカフェを訪れてその紹介動画を 2018 年 2 月にアップしたところ、2018 年 9 月の時点で再生回数が 600 万回を上回ったことも興味深い²⁰。閲覧者のコメントには彼ら自身もペットとしてカワウソを飼いたいというものが多く見つかった。

需要の引き金となっている他の要因として、動物園や水族館の影響が浮かび上がった。少なくとも 2 人の SNS 上の飼育者がこれらの施設でカワウソを見たことが購入の動機となったと明言している。2017 年に初めて開催された「カワウソウ選挙」も日本各地の動物園で飼育されているカワウソの一般での人気を明らかに高めたと言えるが、調査で訪れたペットショップの店員は実際に選挙が必要に火をつけたと証言した。また、一部の動物園や水族館ではカワウソが「ペット」となりうるような印象を訪問者に与える可能性が高い方法でカワウソを展示している異様な事例が見受けられた。例えば、東京にある人気の水族館では、カワウソをリードに繋いで歩かせる「カワウソのショー」(次頁写真) が日常的に

行なわれていた。さらに、少なくとも 3 つの動物園や水族館 (うち一つの施設は動物の販売業も同時に行なっている) は、前述の人気テレビ番組に出演したカワウソを施設で展示し披露していた。ペットとしてのカワウソの需要を動物園や水族館が直接喚起しているとは言い難いが、特定の施設での展示形態や、多くの施設が参加した選挙というイベントを通して、一般のカワウソ人気を高め、そのイメージを本来の野生生物からより人間に近いものとして演出することに一役買っていることに疑いの余地はない。

カワウソの購入、ペットとしての飼育や展示、テレビ番組の制作に使用すること、またはペットとしての需要を喚起する可能性のある情報を発信することのいずれも日本では違法ではないが、現在のブームの規模と野生のカワウソへの影響を考慮すると、企業、施設、団体、個人を含め関係者はそれぞれが負っている責任を再確認する必要がある。そして、これ以上の需要の拡大に歯止めをかけるために、これらの関係者や影響力を持つ人々は、社会的責任の一環として自主的かつ積極的な役割を果たしていくことが期待される。こういった取り組みは実際にすでにオンラインセクターで始動しており、世界の主要なインターネット、テクノロジー企業が「野生生物の不正なオンライン取引終了に向けた国際的な連合体 (Global Coalition to End Wildlife Trafficking Online)」を立上げている (TRAFFIC, 2018)。連合のメンバーである Instagram は絶滅のおそれのある種と違法取引に関する認識を高めることを目的に、ユーザーが関連するハッシュタグを検索するとポップアップの警告を出すなどの取り組みを通じて利用者の教育に努めている (TRAFFIC, 2017)。日本においてもカワウソ需要を抑制するために、SNS 企業によるこのような取り組みが求められる。一方、エキゾチックペットブームを増進する役割を果たしていると考えられる日本のマスメディアを含めた多くの関係者にとっては、まずは、絶滅のおそれのある種の違法取引と保全において彼らがどのような責任を負っているか認識し、企業や施設の方針を根本か



東京にある水族館でショーに出ているコツメカワウソ。カワウソはリードに繋がれて散歩させられていたが (ペットの犬のように)、水族館のスタッフはこの種の生物学的および保全的状況について説明をしていた。また、話の中でカワウソは可愛い容姿であるがペットとして飼うには向いていないと述べていた。

20. <https://www.youtube.com/watch?v=SgmTRWYLw4o&t=96s>

から見直すことが直近の課題となる。

ブームから派生する問題の考察

日本国内のカワウソブームがもたらす悪影響は、日本の需要を満たすためのタイからのコツメカワウソの組織的な密輸の急増という形ですでに顕在化していると考えられる。これは、2016 年と 2017 年に少なくとも 5 件、合計 39 頭（2017 年に 32 頭）のカワウソがタイから日本に向けた密輸未遂として押収され、2000 年以降に押収されたカワウソのうち 75% を占めていたことから示唆される。忘れてはならないのは、密輸は摘発されない場合が多くあるため、日本のペット市場に向けた密輸の実態は押収で把握されている以上に深刻なものである可能性が高い。このため、日本のカワウソブームがこのまま続けば、東南アジアですでに様々な保全の問題に直面している野生のカワウソ個体群に深刻な打撃を与える恐れもある。日本人が密輸を試みたカワウソの出所であったとされるタイも含め、東南アジアの多くのカワウソ生息国はカワウソの捕獲を禁止している。タイでは、承認されていないカワウソの繁殖施設が存在する可能性が示されているが、闇市場で販売されているほとんどのカワウソは野生から捕獲された個体であると考えられている (Gomez and Bouhuys 2018)。本調査ではさらに、特に 2016 年と 2017 年にかけてインドネシアから急増しているワシントン条約取引としての輸入が、生息国のカワウソ個体群に悪影響とならないことを確実にする必要性も示した。このような国際的なペット取引に向けた野生由来の個体のロンダリングは、国際的にも深刻な問題として捉えられている (e.g. CITES, 2016; Nijman and Shepherd, 2015)。

野生のカワウソの保全に対する影響の懸念以外にも、カワウソブームに付随する深刻な潜在的問題が存在する。第一に、エキゾチックペットが地域の生態系に放たれることで取り返しのつかない結果を招くことが多くの事例で確認されている。例えば、日本ではアライグマ *Procyon lotor* が 1970 年代に北アメリカから人気のペットとして導入され、それらが脱出または意図的に野生に放たれたことが原因となって、特定外来生物として広く定着するに至っている²¹ (National Institute for Environmental Studies, 2018)。日本のテレビ局により放送された国民的アニメがペットとしてのアライグマ人気の引き金となったことはよく知られている。アライグマは人間に対するものも含め在来生物との競合や捕食といった生態系への害、農産物や建築物への危害、および狂犬病などの感染症を伝染する可能性があることから特定外来生物に指定された (National Institute for Environmental Studies, 2018)。野生にペットのカワウソが放たれたという事実は今のところ確認されていないが²²、カワウソをペットとして飼育するのは難しいことから、今後その可能性は十分にあり得る。実際に、ある SNS 上のカワウソ飼育者が、自宅で他の動物と一緒に飼うことが難しくなったため飼育しているカワウソの里親を探しているという広告を出していたことが確認された (PEACE, *pers. comm.* June 2018)。さらに、調査の中でペットのカワウソを自宅で飼えなくなり動物販売業者に引き取ってもらった結果、その個体が最終的に動物園に販売されたという事例も見つかっている。コツメカワウソが実際に日本の野生に定着する可能性は未知であるが、一時的に野生に放された場合でも感染症を伝播するリスクが伴う (H. Sasaki and Y. Okamoto, *in litt.* Sept 2018)。過去の様々な事例を教訓に、十分な警告と普及啓発の必要性は明らかと言える。現在の外来生物法は、実際に被害が実体化しない限り、こういったエキゾチックペットが与

える様々な脅威に対する予防的な措置を設けていない。

最後に、カワウソブームが動物福祉の側面からも深刻な問題をはらむことは、幼獣のカワウソが劣悪な環境下で密輸されることに始まり、生理的ニーズが満たされない狭い空間でペットとして飼育または展示される状況を見ても明らかである。調査の中で密輸されるカワウソは多くの場合酷い健康状態にあり、早期に死亡するケースも多いという証言があった。ペットショップやカフェなどの施設におけるカワウソの飼育状況も懸念すべきもので、調査で確認されたカワウソは例外なく狭いケージや囲いの中に閉じ込められ、多くの場合加工されたペットフードのみを与えられていた。言うまでもなく、カワウソは家畜化された動物ではなく水陸両方を備えた複雑な生息環境とバランスのとれた栄養を必要とする。IUCN のカワウソ専門家グループはコツメカワウソの飼育スペースは 2 頭につき最低でも 60 m²が必要であり、群れで生活をするため単体で飼育することは避けるように勧めている (Heap *et al.*, 2008)。調査で訪れたカフェ施設やペットショップおよび展示即売会の店員のほとんどは、室温や餌、水浴の必要性といった飼育方法の詳細に関して異なる説明をする場合が多くあったものの、多くがカワウソを家庭で飼うことは容易であると語った。もう一つ明らかになった問題は、カワウソを診察した経験が豊富、または個人の飼育者に専門的な知見を提供できる獣医が限られているということである。

プロの飼育スタッフと獣医が駐在している適切な設備の整った施設（例：高水準の動物園や水族館）のみがカワウソのような野生生物を飼育することを許可されるべきであることは明らかであるが、現在日本にはそういった動物園や水族館を定義する法的枠組みが存在しない。動物愛護管理法は動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示または触れ合いの機会の提供を含む、動物販売業者に対する規制である。しかし、この法の義務と執行はいずれも最低限のレベルにとどまっているため、現在のような諸問題の蔓延に繋がっている。

21. アライグマは特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律で特定外来生物に指定されている。

22. 2018 年 4 月に栃木県でカワウソに似た動物の多数の目撃情報が報告されている (Mainichi Shimbun, 2018)

結論と提言

東南アジアからのコツメカワウソ密輸の増加をうけて、本稿では日本におけるカワウソブームに関して、取引のパターンと需要の動向を明らかにするための調査結果をまとめた。緊急調査で収集した情報は網羅的なものではなかったものの、ブームの主要な引き金の中には、マスメディア、特にカワウソと著名人の触れ合いを取り上げたテレビ番組に加え、SNS 上の個人のカワウソ飼育者の発信が含まれていることを示した。また、動物園・水族館（カワウソ選挙のイベントも含め）やカワウソカフェといった施設における一般へのアピール、そして、それらがさらにマスメディアや SNS で取り上げられることが人気を後押しする要因となっていることも目を引いた。一方、日本の国内市場は、動物販売業者を中心にトレーサビリティの欠如した取引が行なわれており、カワウソ（多くがコツメカワウソと考えられる）にとって恐ろしく無規制な状態であることが分かった。動物園や水族館から提供される個体も含め国内飼育下繁殖個体の流通が不安定であることも相まって、高まる需要と価格により密輸されたカワウソのロンダリングを呼び込んでいると考えられる。これら要素を総合的に考慮すると、日本において必要な変化として、効果的な規制の導入、エキゾチックペット業界における取引の在り方の変容、そして現在需要を喚起していると考えられる様々なメディアが消費者の行動変容と需要削減に貢献することが求められる。

カワウソブームの調査から得られた知見をもとに、TRAFFIC は日本のエキゾチックペット市場に蔓延している様々な共通する問題および構造的な問題を解決するために、以下を提言する。

政府セクター



絶滅のおそれのある野生生物のペットとしての密輸に対抗し、いかなる国際取引も合法かつ持続可能とするために

- 税関と警察機関はさらなる協力の強化と財源の確保を通じて、絶滅のおそれのある種のペットとしての密輸を阻止するとともに、日本国内において密輸組織を取り締まるべきである
- 検察および司法機関は、違法活動を阻むための法執行努力に続く起訴を確実なものとし、類似事件や再犯を抑止する罰が下されるよう厳格な司法行為を徹底するべきである
- 経済産業省はワシントン条約の下で日本が輸入している生きた動物の調達に合法かつ持続可能であることを確実にするため、生息国のワシントン条約管理当局と密に連携するべきである

外来の絶滅のおそれのある種のペット取引でのロンダリングを防ぐために

- 政府は種の保存法で保護対象となっていない外来種、特にワシントン条約附属書 II に掲載され、日本への違法取引が発覚している種や、生息国で保護されている種（コツメカワウソなど）の国内取引を規制するために、新たな法体制の検討をすべきである
- 政府は動物を扱っている全ての動物取扱業者が、飼育下繁殖の管理を含めより責任ある取引を行なうよう動物愛護管理法の下で絶滅のおそれのある種（ワシントン条約掲載種）の義務的かつ有効なトレーサビリティのしくみを導入すべきである

エキゾチックペットブームによる悪影響を阻止、また軽減するために

- 政府は絶滅のおそれのある種の入手、展示または繁殖が可能な動物園や水族館、およびその他の施設の定義を明確にし、これら施設において高水準の動物福祉と責任ある取引が担保され、一般に向けた絶滅のおそれのある種の発信が適切なものとされるよう新たな規制導入のための法的枠組みを検討すべきである
- 政府は外来種が地域の生態系に流入することを防ぐ目的も含め、外来種の購入と飼育を管理するために新たな法体制の整備を検討すべきである

民間セクター



需要を削減し、建設的な保全の発信を広めるために

- マスメディア企業は特に一般市民のエキゾチックペット需要を喚起するような発信を控えるために、絶滅のおそれのある種に関する情報発信の影響を評価する方針を策定し、さらに保全の問題を発信し需要を削減することで良い影響を与えられるよう努めるべきである
- SNS の運営者は IUCN のレッドリストにより絶滅のおそれのある種と指定され、違法取引が問題となっているペットとして個人に飼育されている種に関する投稿を思いとどまらせるための方針を検討すべきである。これは需要の拡大を抑制し、SNS ユーザーに対する教育を促進することで絶滅のおそれのある野生生物の保全に対する認識を高めることを狙いとする

トレーサビリティシステムを改善し密輸動物のロンダリングを防ぐために

- 業界団体、販売業者、ペットショップ、ブリーダーや動物カフェを含むペット業界は現行の規制の遵守を徹底し、合法に入手したことの証明とトレーサビリティの仕組みを確立することで違法取引を締め出し、消費者・訪問者に出所の正確な情報と野生での保全状況および絶滅の可能性に関して開示すべきである

ペット飼育者と飼育したい人々



さらなる需要の喚起と密輸の誘発を避けるために

- カワウソや他のエキゾチックペットを飼育している個人は、SNS 上やマスメディアを通して自らのペットの情報を発信することが需要の喚起と密輸を誘発する可能性があることを認識すべきである
- カワウソや他のエキゾチックペットを飼いたいと考えている人々はそれらの種が直面している保全上の脅威を理解し、取引が無規制な日本においては、ペット需要が密輸を喚起する可能性があることを認識し、購入を控えるべきである

参考文献

- Ando, M. (2008). ニホンカワウソ: 絶滅に学ぶ保全生物学 [The Japanese otter: Lessons from Its Extinction] (in Japanese). Tokyo, University of Tokyo Press.
- Asahi Shimbun (2018). 日本人の男、南アで有罪判決 アルマジロトカゲ違法所持 [Japanese man convicted in South Africa for illegal possession of the Armadillo Girdled Lizard] (in Japanese). <https://digital.asahi.com/articles/ASL5Y0CT8L5XUHB102G.html>. Asahi Shimbun, 29 May 2018.
- Chng, S. and J. Eaton (2016). Snapshot of an on-going trade: an inventory of birds for sale in Chatuchak weekend market, Bangkok, Thailand. *BirdingASIA*, 25: 24-29.
- CITES (2016). Resolution Conf. 17.7 Review of trade in animal specimens reported as produced in captivity. CITES Secretariat, Geneva, Switzerland.
- Farber, T. (2017). Scales of justice come down heavily against foreign lizard poachers. <https://www.timeslive.co.za/news/sci-tech/2018-05-25-scales-of-justice-come-down-heavily-against-foreign-lizard-poachers/>. Sunday Times, 25 May 2018.
- Gomez, L. and J. Bouhuys (2017). Recent Seizures of Live Otters in Southeast Asia. *IUCN Otter Specialist Group Bulletin*, 34(2): 81-83.
- Gomez, L. and J. Bouhuys (2018). Illegal otter trade in Southeast Asia. TRAFFIC, Petaling Jaya, Selangor, Malaysia. <https://www.traffic.org/site/assets/files/5228/seasia-otter-report.pdf>.
- Gomez, L., B. T. C. Leupen, M. Theng, K. Fernandez and M. Savage (2016). Illegal Otter Trade : An analysis of seizures in selected Asian countries (1980-2015). TRAFFIC, Petaling Jaya, Selangor, Malaysia. <https://www.traffic.org/site/assets/files/2402/illegal-otter-trade-asia.pdf>.
- Heap, C. J., L. Wright and L. Andrews (2008). Summary of Husbandry Guidelines for Asian Small-clawed Otters in Captivity. OZ Task Force, IUCN/SCC Otter Specialist Group. http://www.otterspecialistgroup.org/Library/TaskForces/OCT/OCT_ASO_Husbandry_Guidelines_Summary.pdf.
- Hesse, S. (2000). Exotic pet importer confirms Japan is haven for illegal animal imports. <https://www.japantimes.co.jp/life/2000/05/22/environment/exotic-pet-importer-confirms-japan-is-haven-for-illegal-animal-imports/#.W7XNimj7Q2y>. Japan Times, 22 May 2000.
- JAZA (2018). Organization of JAZA. http://www.jaza.jp/about_sosiki.html. Accessed on 16 September 2018.
- Inc.nc (2017). Un Japonais arrêté avec 79 geckos dans sa besace. <https://www.inc.nc/article/pays/faits-divers/un-japonais-arrete-avec-79-geckos-dans-sa-besace>. Inc.nc Les Nouvelles Calédoniennes, 24 January 2017.
- Mainichi Shimbun (2018). ニホンカワウソ? 栃木・那須で足跡撮影 目撃情報相次ぐ [Japanese Otter? Repeated sighting reported, footprint photographed in Nasu, Tochigi prefecture] (in Japanese). <https://mainichi.jp/articles/20180407/k00/00e/040/207000c>. Mainichi Shimbun, 7 April 2018.
- McMillan, S. E. (2018). Too Cute! The Rise of Otter Cafes in Japan. *The Journal of the International Otter Survival Fund*, 4: 23-28.
- Ministry of Education Culture Sports Science and Technology (2015). 社会教育調査ー平成27年度結果の概要 [The 2015 Social Education Survey Results] (in Japanese). Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/kekka/k_detail/1378657.htm.
- MOE (2018). カワウソの調査結果について [About the survey results of otters] (in Japanese). <https://www.env.go.jp/press/105549.html>. 28 May 2018.
- Musing, L., K. Suzuki and K. A. I. Nekaris (2015). Crossing International Borders: the Trade of Slow Lorises *Nycticebus* Spp. as Pets in Japan. *Asian Primates Journal*, 5(1): 12.
- National Institute for Environmental Studies (2018). Invasive Species of Japan: *Procyon lotor*. <https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10150.html>. Accessed on 21 September 2018.
- Nekaris, B. K. A.-I., N. Campbell, T. G. Coggins, E. J. Rode and V. Nijman (2013). Tickled to Death: Analysing Public Perceptions of ‘Cute’ Videos of Threatened Species (Slow Lorises – *Nycticebus* spp.) on Web 2.0 Sites. *PLoS ONE*, 8(7): e69215.
- Newsclip (2013). 日本に密輸? バンコク空港でカワウソ 11匹保護 [Smuggling to Japan? 11 otters seized at a Bangkok airport] (in Japanese). <http://www.newsclip.be/article/2013/01/24/16531.html>. Newsclip, 24 January 2013.
- Newsclip (2017). かばんにカワウソ 10匹、バンコク空港で日本人男逮捕 [10 otters in a suitcase - a Japanese man arrested at a Bangkok airport] (in Japanese). <http://www.newsclip.be/article/2017/06/13/33301.html>. Newsclip, 13 June 2017.
- Nijman, V., and Stoner, S. S. (2014). Keeping an ear to the ground: monitoring the trade in Earless Monitor Lizards. TRAFFIC, Selangor, Malaysia.
- Nijman, V. and K. A.-I. Nekaris (2017). The Harry Potter effect: The rise in trade of owls as pets in Java and Bali, Indonesia. *Global Ecology and Conservation*, 11: 84-94.
- Nijman, V. and C. R. Shepherd (2015). Adding up the numbers: an investigation into commercial breeding of Tokay Geckos in Indonesia. TRAFFIC, Selangor, Malaysia. <https://www.traffic.org/site/assets/files/6060/adding-up-the-numbers.pdf>.
- Nikkei Shimbun (2017). 対島のカワウソ、韓国から漂着か ニホンカワウソ否定 [Otter in Tsushima, drifted from South Korea? Ministry of Environment denies it to be the Japanese Otter] (in Japanese). <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO2218386057A011C1CR8000/>. Nikkei Shimbun.
- NNA Asia (2017). キツネ密輸で日本人逮捕 [A Japanese arrested for smuggling of foxes] (in Japanese). <https://www.nna.jp/news/show/1659958>. 11 September 2017.
- PEACE (2016). 動物園生まれのコツメカワウソ、動物商経由でペットショップへ… [Small-clawed otters born in zoos ended up in pet shops via animal dealers...] (in Japanese). <http://animals-peace.net/zoo/hirakawazoo-otter.html>. Accessed on 10 Sept 2018.
- PerthNow (2017). Man arrested at Perth Airport trying to smuggle bobtail lizards to Japan. <https://www.perthnow.com.au/news/wa/man-arrested-at-perth-airport-trying-to-smuggle-bobtail-lizards-to-japan-ng-a97e4daf4555258a77000fca0e47d521>. PerthNow, 26 May 2017.
- Sankei Shimbun (2017a). 「かわいそう」と思い… カワウソ 10匹密輸疑いで日本の女子大生をタイで拘束 [A female Japanese university student arrested for suspected smuggling of 10 otters..."I felt bad for them"] (in Japanese). <https://www.sankei.com/world/news/171101/wor1711010002-n1.html>. Sankei Shimbun, 1 November 2017.
- Sankei Shimbun (2017b). カワウソやフクロウをスーツケースに タイの空港、動物密輸疑いで邦人逮捕 [Otters and owls found in a suitcase - a Japanese arrested for smuggling animals at a Thai Airport] (in Japanese). <https://www.sankei.com/world/news/170228/wor1702280070-n1.html>. Sankei Shimbun, 28 February 2017.

Sankei Shimbun (2017c). 爬虫類253匹持ち出しの51歳邦人拘束 インドネシア [A 51 year-old Japanese arrested for smuggling out 253 reptiles - Indonesia] (in Japanese). <http://www.sankei.com/world/news/170519/wor1705190010-n1.html>. 19 May 2017.

Shepherd, C. R. and V. Nijman (2008). Pet freshwater turtle and tortoise trade in Chatuchak Market, Bangkok, Thailand. TRAFFIC Southeast Asia, Petaling Jaya, Malaysia.

Tangerang Online (2018). Petugas Avsec Gagalkan Penyelundupan Ular dan Kadal Langka di Bandara Soetta. <https://tangerangonline.id/2018/05/31/petugas-avsec-gagalkan-penyelundupan-ular-dan-kadal-langka-di-bandara-soetta/>. TangerangOnline.id, 31 May 2018.

TRAFFIC (2017). Instagram users to receive alerts about threatened wildlife. <https://www.traffic.org/news/instagram-users-to-receive-alerts-about-threatened-wildlife/>. 4 December 2017.

TRAFFIC (2018). Leading Tech Companies Unite to Stop Wildlife Traffickers. <https://www.traffic.org/news/leading-tech-companies-unite-to-stop-wildlife-traffickers/>. 7 March 2018.

Vall-Llosera, M. and S. Su (2018). Trends and characteristics of imports of live CITES-listed bird species into Japan. Ibis.

Wakao, K., J. Janssen and S. Chng (2018). 日本における爬虫類ペット市場の現状 [The State of Reptile Pet Market in Japan] (in Japanese). ProNatura Fund, Tokyo, Japan. https://www.wwf.or.jp/activities/data/20180320_wildlife02.pdf.

Waku, D., T. Segawa, T. Yonezawa, A. Akiyoshi, T. Ishige, M. Ueda, H. Ogawa, H. Sasaki, M. Ando, N. Kohno and T. Sasaki (2016). Evaluating the Phylogenetic Status of the Extinct Japanese Otter on the Basis of Mitochondrial Genome Analysis. PLoS ONE, 11(3): 1-19.

写真クレジット

以下に記載されていない限り、すべての写真の著作権はTRAFFICにあります

PAGE	
Cover	IUCN OSG
ii/iii	non-attribution
iv/v	Tim Ellis / Creative Commons Generic 2.0
vii	Hiroshi Sasaki
viii	IUCN OSG
4/5	non-attribution
6	non-attribution
10	Creative Commons Generic 2.0
12	Map vector from https://freevectormaps.com/
17	GrahamC57 / Creative Commons Generic 2.0
21	PEACE
23	OZinOH / Creative Commons Generic 2.0
32	Mathieu Cheviron / Creative Commons Generic 2.0
36	Creative Commons Generic 2.0



TRAFFICは、野生生物の取引監視ネットワークとして、生物多様性の保全と持続可能な発展のために国際的に活動する世界有数のNGOです。

TRAFFIC
ジャパンオフィス
〒108-0073
東京都港区三田1-4-28
三田国際ビル3階
WWFジャパン内

TEL: 03-3729-1716
E-mail: TEASJapan@traffic.org
Website: wwf.traffic.org

UK Registered Charity No. 1076722,
Registered Limited Company No. 3785518.

TRAFFIC
the wildlife trade monitoring network